

福井県廃棄物処理計画 (案)

令和8年3月

福井県

福井県廃棄物処理計画 目次

I 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の範囲	2

II 一般廃棄物について

1 一般廃棄物の現状	4
(1) 排出量の現状	4
(2) ごみの排出状況	6
(3) リサイクルの現状	8
(4) 分別収集の現状	10
(5) 県内処理体制の現状	12
(6) 一般廃棄物処理経費の現状	14
2 前回計画の評価	16
(1) 目標数値の達成状況	16
(2) 前回計画の進捗状況	17
(3) 今後の課題	18
3 一般廃棄物の減量化とリサイクルの促進	19
(1) 基本的な考え方	19
(2) 重点施策	20
「自分ごと」化による3Rの更なる推進	20
①分別による再資源化を促進	21
②リユース・リペアの推進	23
③食品ロス削減対策の推進	25
④使い捨てプラスチックの使用を最小限とする ライフスタイルの推進	27
近時の情勢を踏まえた対応等	28
(3) 重点施策以外の施策	29
4 災害廃棄物への対応	30
(1) 災害廃棄物対策	30
(2) 災害廃棄物処理の指針	31
5 一般廃棄物の減量化等の目標	37
(1) 一般廃棄物の目標	37
①ごみ排出量	37
②リサイクル率	38
③最終処分量	38
(2) 食品ロス削減に関する目標	38

①食品ロス量	38
②食品ロス削減に取り組む人の割合	39

Ⅲ 産業廃棄物について

1 産業廃棄物の現状	41
(1) 排出量等の状況	41
(2) 業種別の排出状況	42
(3) 業種別の処理状況	43
(4) 種類別の排出状況	44
(5) 種類別の処理状況	45
(6) 委託処理の状況	47
(7) 不法投棄等の状況	48
(8) 処理施設の状況	49
2 前回計画の評価	50
(1) 目標数値の達成状況	50
(2) 前回計画の進捗状況	50
(3) 今後の課題	53
3 産業廃棄物の資源循環および適正処理の推進	54
(1) 基本的な考え方	54
(2) 重点施策	55
①資源循環の推進	55
②処理業者の優良化と情報発信	58
③安定した処理体制の確保	60
④不法投棄、不適正処理の防止	64
(3) 重点施策以外の施策	66
4 産業廃棄物の排出抑制等の目標	69
(1) 排出量	69
(2) 再生利用率および減量化率	69
(3) 最終処分量	70

Ⅳ 進行管理

1 進行管理	71
2 進捗状況の公表	71

I 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

廃棄物の発生は、わたしたちが日常生活や経済活動を行う上で不可避なものです。その処理は環境に負荷を与えます。環境負荷を低減し、循環型社会を推進していくためには、可能な限り廃棄物を減量化するとともに、再利用やリサイクルを進めることが必要です。

「循環型社会形成推進基本法」に基づき国が令和6年8月に策定した「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、大量生産・大量消費・大量廃棄に依拠する一方通行型の線形経済から脱却し、資源を効率的かつ循環的に利用する持続可能な循環経済への移行を強力に推進することが掲げられています。

福井県においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、昭和48年度に「福井県産業廃棄物処理計画」を、また平成14年度からは一般廃棄物を含めた「福井県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の適正処理、減量化、リサイクルの推進に取り組んでいるところです。

本計画は、こうした国の動向と現下の社会的要請を踏まえ、これまで計画に基づいて推進してきた施策と成果を基盤として、県が県民、事業者および市町と一体となり、廃棄物の発生抑制と資源循環を通じて、循環型社会の形成をさらに推進するため、持続可能な開発目標（SDGs）※の視点も踏まえ、策定するものです。

※2015年9月の国連サミットで採択された国際目標で、2030年を年限とし、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現を目指しています。17ある視点のうち、本計画では以下の4つを踏まえています。



11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する



12 つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動およびその影響を軽減するために緊急対策を講じる



14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画」として定めたものです。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）第12条に基づく「食品ロスの削減の推進に関する計画」としても位置付けます。

3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 計画の範囲

福井県内の一般廃棄物および産業廃棄物を対象とします。

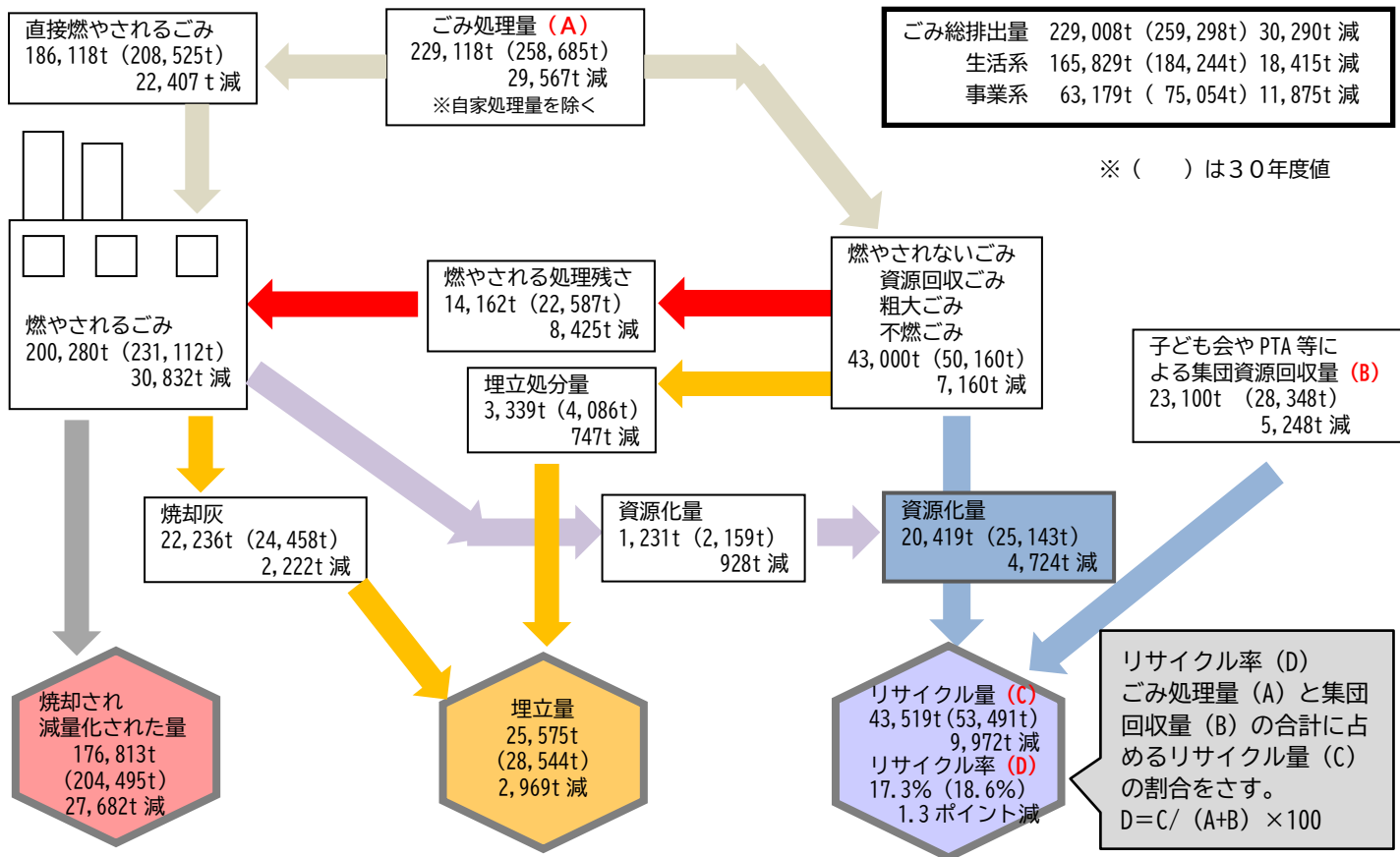
II 一般廃棄物について

家庭や事業所から出された一般廃棄物（ごみ）は、市町が収集・運搬・処分を適切に行う責任があります。（廃棄物処理法第6条の2）

令和5年度の県全体のごみ処理量は約22万9千トンとなっています。収集されたごみはリサイクルや焼却処理され、残った焼却灰や燃えないごみなどは、処分場に埋め立てられることとなります。

本計画では、一般廃棄物に係る現状と課題および今後推進すべき施策について、県の方針を明らかにしています。本計画に基づき、各市町と協力して環境への負荷の低い循環型社会の実現を目指します。

県内一般廃棄物の処理状況（令和5年度）



※出典：令和5年度一般廃棄物処理実態調査（以下、特に断りのない限りIIにおいて同じ。）。
ただし、集団回収量 (B) には、民間拠点回収量（福井県調査）を含む。

ごみ処理量とごみ排出量の違い

ごみ処理量は、年度内に焼却、資源化等の処理がされた量を指します。これに対し、ごみ排出量は、年度内に排出されたごみの量を指します。

このため、ごみが排出されたものの、年度内に焼却等の処理がされなかった場合等は、処理量と排出量に差が生じます。

令和5年度ごみ処理量 = 229,118t

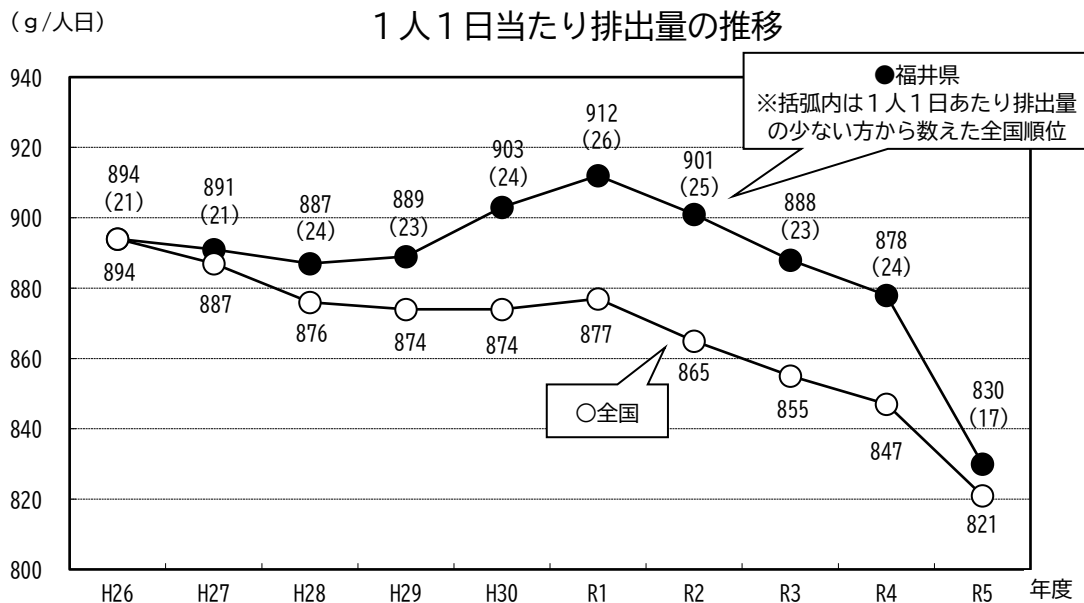
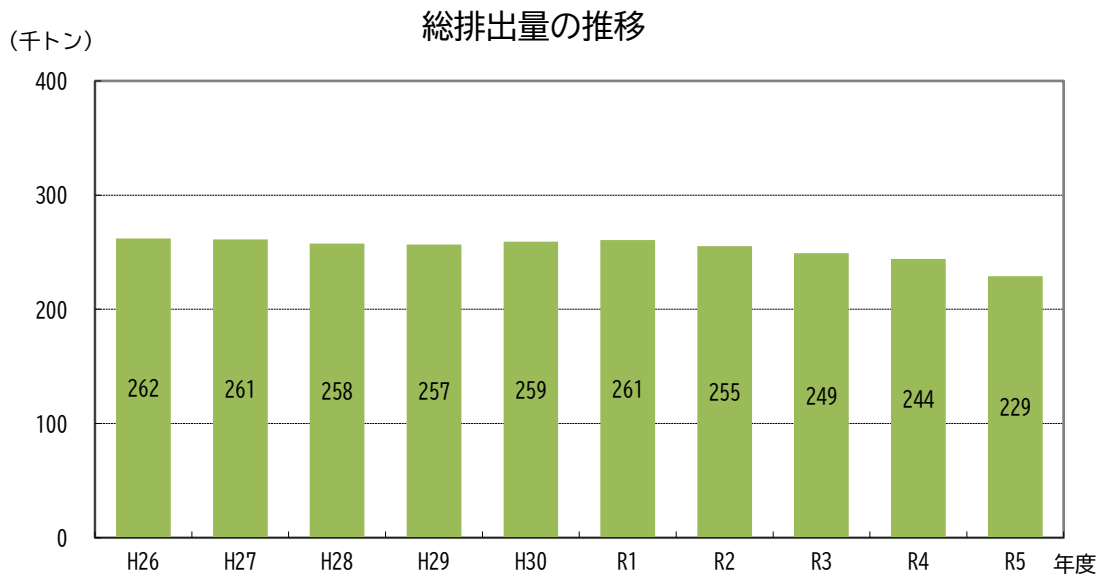
令和5年度ごみ排出量 = 229,008t

1 一般廃棄物の現状

(1) 排出量の現状

県内の一般廃棄物（ごみ）の排出量は、令和2年度以降減少しており、令和5年度に229,008トンで、過去最少を更新しました。

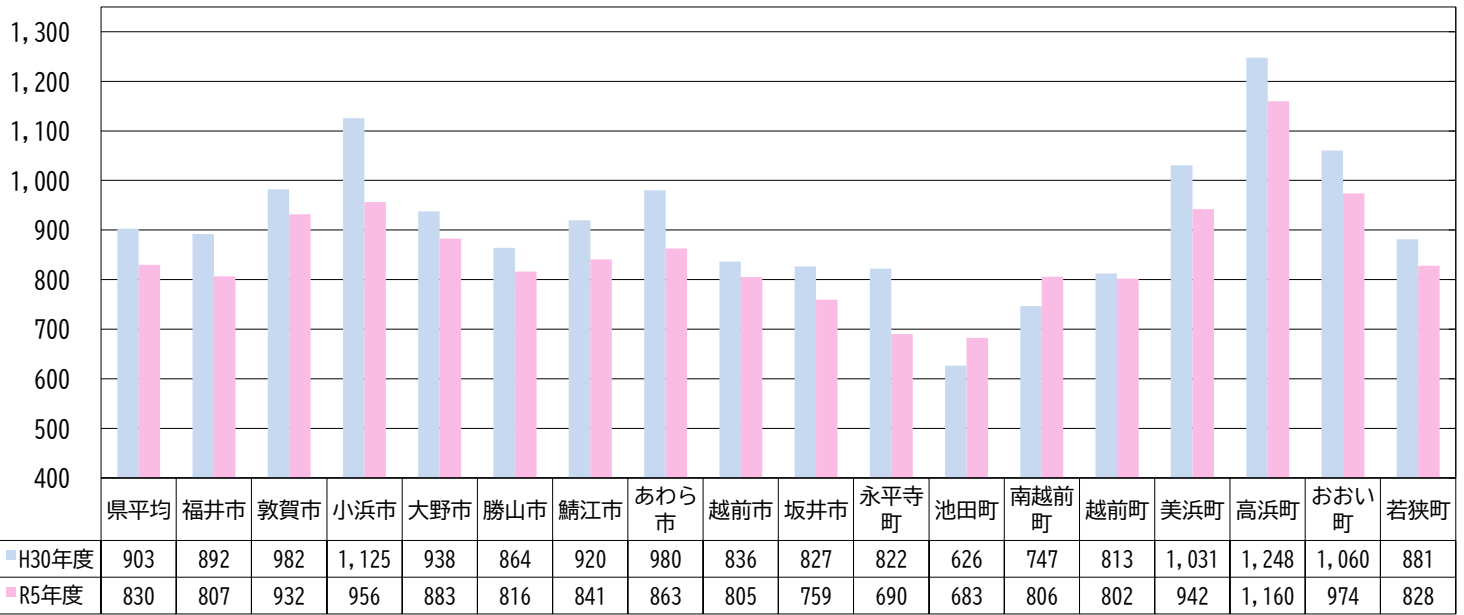
また、県民1人1日当たりのごみ排出量は平成29年度から令和元年度までは増加傾向でしたが、令和2年度から減少し令和5年度は830gとなっています。全国平均も、令和2年度以降、減少傾向にあります。



令和5年度の1人1日当たりのごみ排出量を市町別に見ると、池田町が683gと最も少なく、高浜町が1,160gと最も多くなっています。

市町別1人1日当たりごみ排出量

(g/人日)



(2) ごみの排出状況

① 種類別排出状況

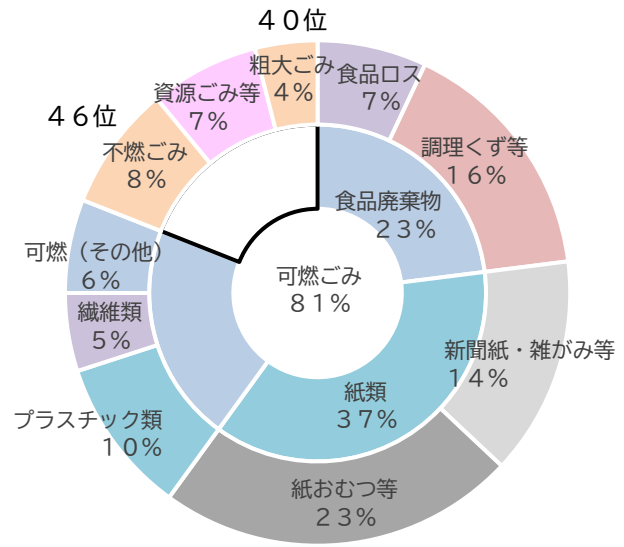
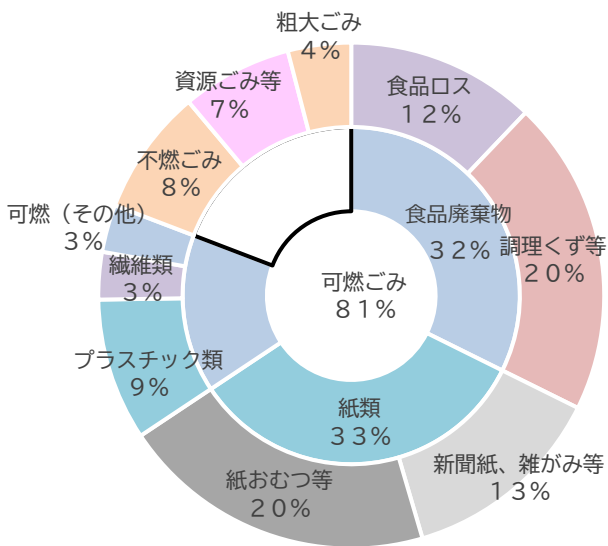
令和5年度の県内のごみ排出量の割合を種類別にみると、平成30年度に比べ食品廃棄物は9ポイント減少し23%になっています。紙類は4ポイント増加しており、そのうちリサイクル可能な紙資源（新聞紙、雑がみ等）は1ポイント増加し14%に、プラスチック類も1ポイント増加し10%になっています。

また、他県との比較（1人1日あたり排出量）で、福井県は粗大ごみ（全国40位）や不燃ごみ（全国46位）が多い状況です。

種類別排出状況

<平成30年度> 排出量：259,298 t

<令和5年度> 排出量：229,008 t



※可燃ごみの内訳は、福井市内で実施した組成調査（令和元年度、令和6年度）による割合

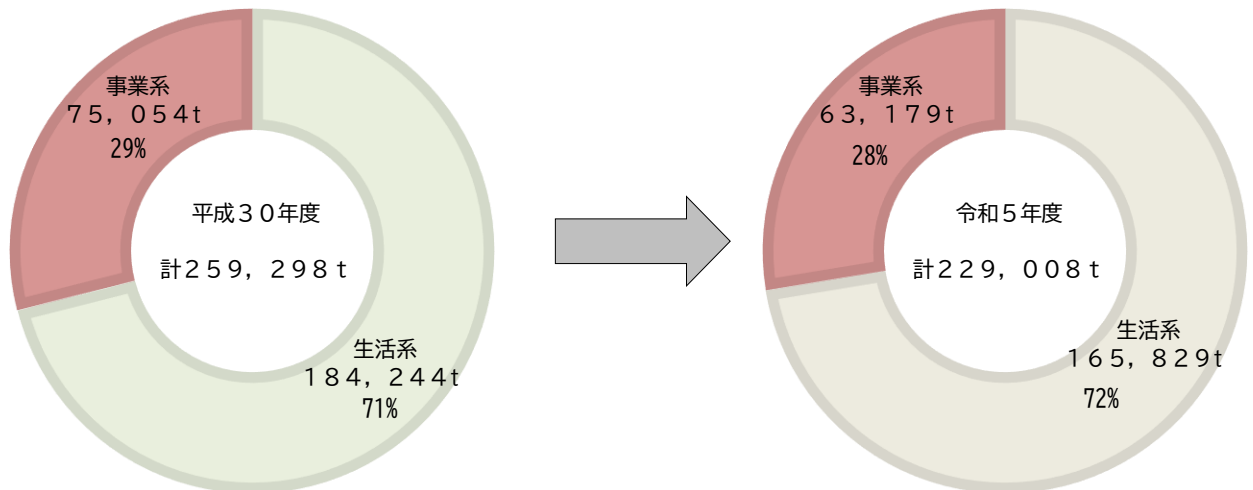
主な品目の排出量比較（平成30年度→令和5年度）

食品ロス	31,305 t → 16,054 t (△49%)
新聞紙、雑がみ等	33,914 t → 32,108 t (△5%)
プラスチック類	23,479 t → 22,935 t (△2%)

② 排出者別の内訳

令和5年度の県内のごみ排出量を排出者別に見ると、家庭から出される生活系のごみが72%、事業者から出される事業系のごみが28%を占めており、平成30年度と比べ、生活系および事業系ともに排出量は減少しています。

ごみの排出者別内訳

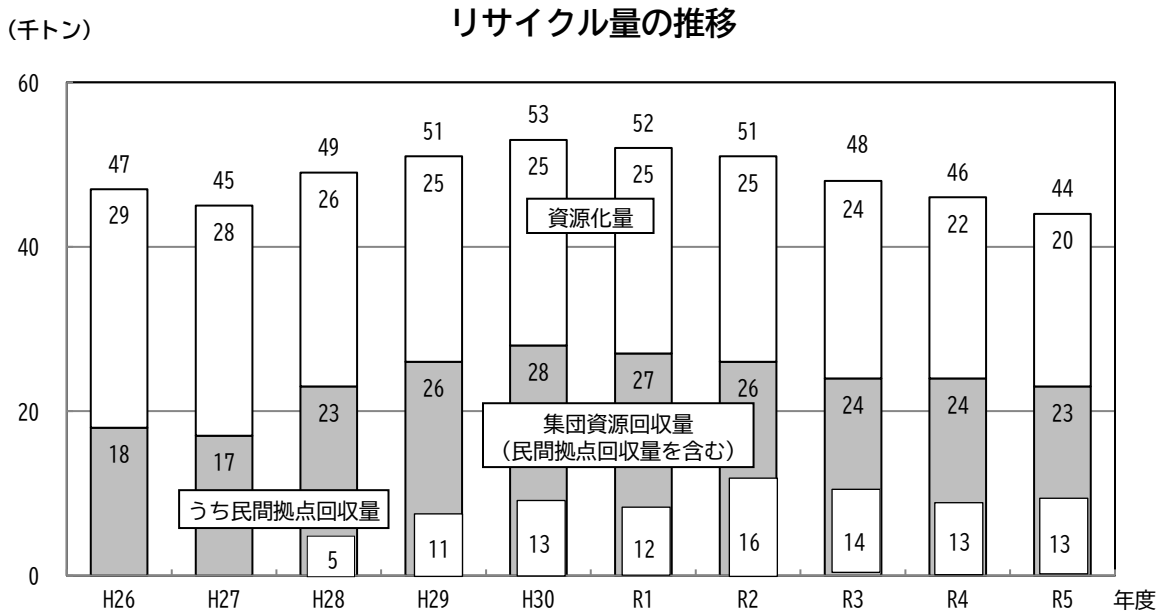


(3) リサイクルの現状

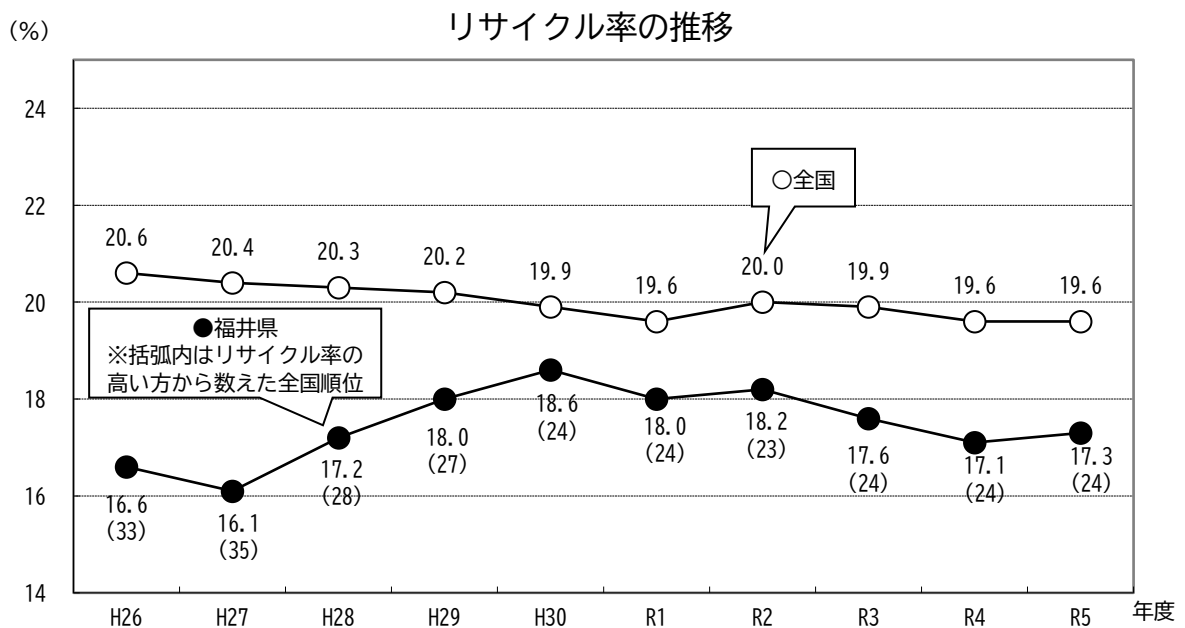
令和5年度の県内一般廃棄物のリサイクル量は、市町等により回収されリサイクルされたものが20,419トン、PTAや町内会、店頭などで回収されリサイクルされたものが23,100トン、合計43,519トンとなっています。

令和5年度のリサイクル率※は、本県が17.3%、全国平均は19.6%です。紙類の資源化量の減少などもあり、いずれも平成30年度以降、概ね横ばいで推移しています。

※ リサイクル率とは、ごみ処理量と集団資源回収量(※)の合計に占める、リサイクル量の割合を指す。
 リサイクル率(%) = リサイクル量 / (ごみ処理量 + 集団資源回収量) × 100
 ※集団資源回収量には、民間拠点回収量を含む

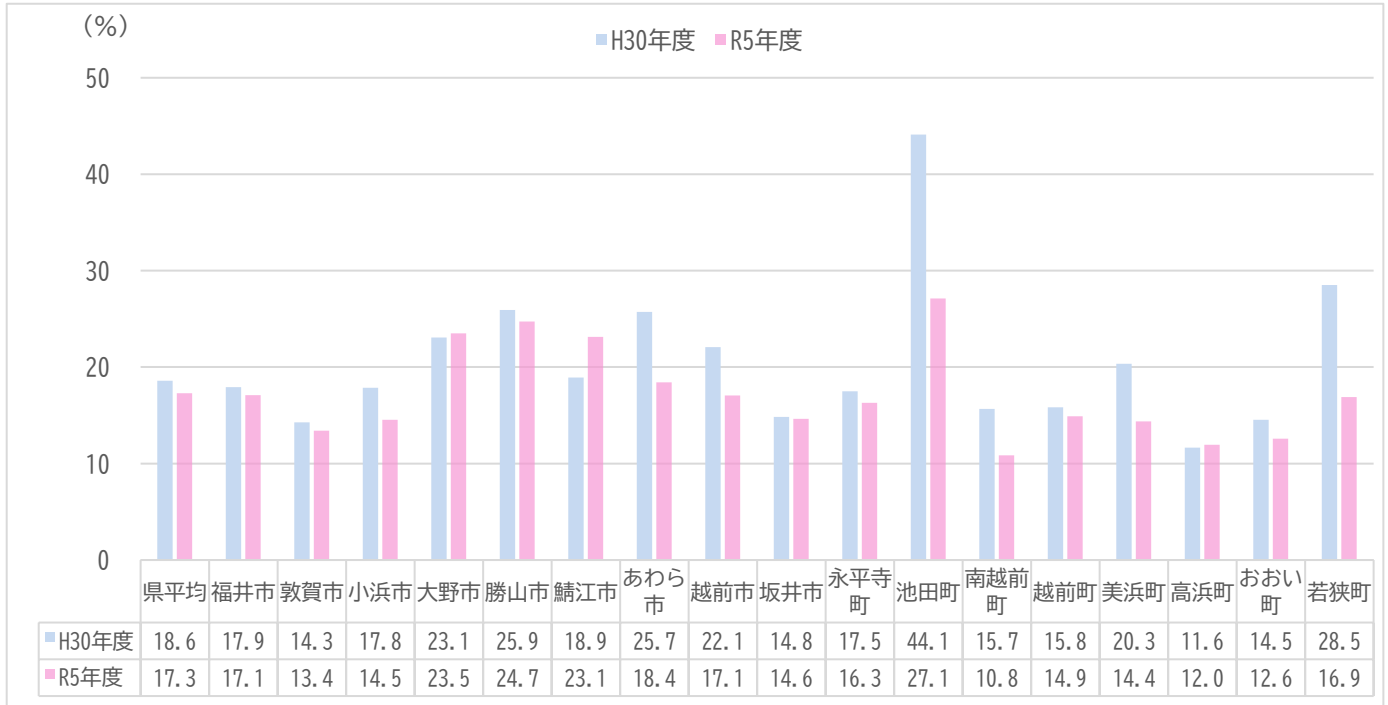


※端数処理の関係から、資源化量、集団資源回収量の値と合計値が一致しないことがある。



令和5年度のリサイクル率を市町別に見ると、池田町が27.1%と最も高く、南越前町が10.8%と最も低くなっています。

市町別リサイクル率



(4) 分別収集の現状

県内の市町が行っているごみの分別収集の実施状況※を見ると、缶類、瓶類、ペットボトル、新聞類、雑誌類、段ボール、雑がみについては17の市町すべて、紙製容器包装は16市町、プラスチック製容器包装は12市町、製品プラスチックは6市町で分別収集が実施されています。

分別収集実施状況（令和7年4月現在）

品 目 名		全 17 市町中	
		実施市町数	実施率 (%)
缶類		17	100.0
瓶類		17	100.0
プラ類	ペットボトル	17	100.0
	プラスチック製容器包装	12	70.6
	製品プラスチック	6	35.3
紙類	新聞類	17	100.0
	雑誌類	17	100.0
	段ボール	17	100.0
	紙パック（飲料用の紙製容器）	15	88.2
	紙製容器包装（紙製の袋、箱等）	16	94.1
	雑がみ（包装紙、封筒等）	17	100.0
生ごみ		1	5.9
繊維類		6	35.3
食用油		5	29.4

※市町による分別収集のほか、PTA等による集団資源回収を含む。

各市町の分別収集実施状況（令和7年4月現在）

市町村名	福井・坂井				奥越		丹南					嶺南					実施市町数		
	福井市	あわら市	坂井市	永平寺町	大野市	勝山市	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	敦賀市	小浜市	美浜町	高浜町	おおい町		若狭町	
資源ごみ	缶類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	
	びん類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	
	紙	紙パック	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○	○ 集団	○ 集団	○	○ 集団	○ 集団	○	○ 集団	○	○	○	○	○	15
		新聞類	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○	○ 集団	○ 集団	○	17
		雑誌類	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○	○ 集団	○ 集団	○	17
		段ボール	○	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○	○ 集団	○ 集団	○	17
		紙製容器包装	○	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○	○ 集団	○ 集団	○	○	○	○	○	○	○	16
		雑がみ	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○ 集団	○	○	○ 集団	○	○	17
	プラスチック類	ペットボトル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17
		容器包装プラ	○	○	○	○	○ 溶融炉※	○ 溶融炉※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12 ○※白色トレイのみ
		製品プラ			○		○	○	○				○		○			6	
	生ごみ								○									1	
	繊維類							○				○	○ 集団	○		○ 集団	○	6	
油類			○				○				○		○	○			5		

※プラスチック製容器包装の分別収集は実施していないが、炉の種類が溶融炉（ごみを高温で溶かし、固化したものを（溶融スラグ）を路盤材などの資源としてリサイクルする方式の炉）のため、実質的にはリサイクルを行っている。

(5) 県内処理体制の現状

① 焼却施設

県内の市町および一部事務組合による一般廃棄物焼却施設は7施設であり、1日当たりの処理能力は合計で1,033トンです。

前計画期間中(令和3年度～令和7年度。以下同じ。)に2施設が新たに設置されて使用を開始したところであり、本計画期間中にも新しく3施設の稼働が予定されています。

焼却施設(令和7年4月現在)

事業主体	施設名称	処理対象施設	炉の種類	処理能力(t/日)	使用開始年度	新施設稼働(予定)
福井市	クリーンセンター	福井市(清水・越廼地区以外)	焼却	345	平成3年度	令和9年度※
鯖江広域衛生施設組合	鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター ごみ焼却施設	福井市(清水・越廼地区)	焼却	120	昭和61年度	令和8年度
		鯖江市				
		越前町				
福井坂井地区広域市町村圏事務組合	清掃センター	坂井市	焼却	222	平成7年度	-
		あわら市				
		永平寺町				
大野・勝山地区広域行政事務組合	大野・勝山地区広域行政事務組合 ごみ処理施設	大野市	ガス化溶解・改質	92	平成18年度	-
		勝山市				
南越清掃組合	第1清掃センター	池田町	焼却	84	令和3年度	-
		越前市				
		南越前町				
敦賀市	敦賀市清掃センター	敦賀市 美浜町	焼却	100	平成4年度	令和9年度
若狭広域行政事務組合	若狭広域クリーンセンター	若狭町	焼却	70	令和5年度	-
		小浜市				
		おおい町 高浜町				

※新施設では、清水・越廼地区を含む福井市全域のごみを処理

② 最終処分場

県内の市町および一部事務組合による最終処分場は10施設あり、全体容量の計は835,270m³です。

残余容量の計は255,307m³ですが、それぞれの最終処分場に埋立処分ができるのは、原則として、当該処分場設置自治体に限られており、残余年数は個々の最終処分場ごとに見込むことになります。

この計画期間中に新しく稼働する予定の施設はありません。

最終処分場（令和7年度運用施設）

事業主体	施設名称	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³)	埋立開始年度	新施設稼働 (予定)
福井坂井地区広域 市町村圏事務組合	清掃センター	231,000	51,567	平成11年度	—
大野・勝山地区広 域行政事務組合	大野・勝山地区広域行政事務組合 最終処分場	25,000	5,038	平成18年度	—
南越清掃組合	第2清掃センター	156,000	62,992	平成17年度	—
鯖江広域衛生施設 組合	鯖江広域衛生施設組合一般廃棄物 最終処分場	116,800	32,686	平成14年度	—
敦賀市	(敦賀市赤崎最終処分場)	54,760	3,408	平成19年度	—
	敦賀市金山最終処分場	36,000	36,000	令和7年度	—
小浜市	小浜市一般廃棄物 最終処分場	37,000	18,128	平成20年度	—
高浜町	高浜町不燃物処分地	128,000	28,942	平成11年度	—
おおい町	おおい町えこあいらんど	56,240	9,575	平成10年度	—
若狭町	クリーンセンターかみなか	37,430	5,183	平成9年度	—
美浜・三方環境衛 生組合	一般廃棄物最終処分場	11,800	5,196	平成17年度	—

※敦賀市赤崎最終処分場は、令和7年10月に埋立を終了しており、本文中の全体容量および残余容量に含めていない。

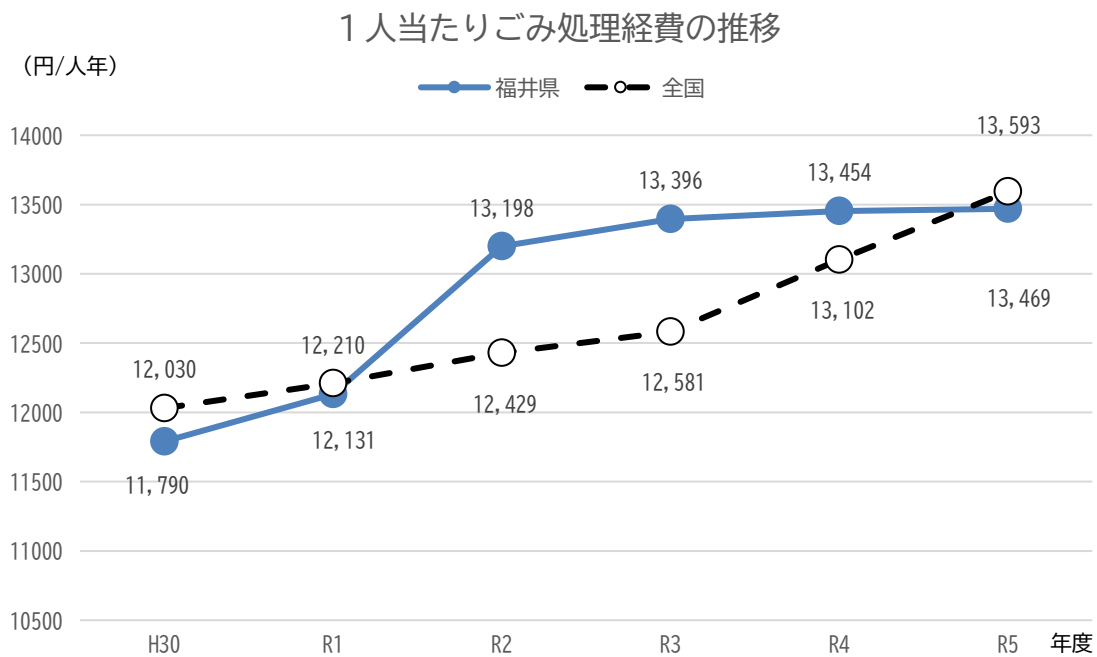
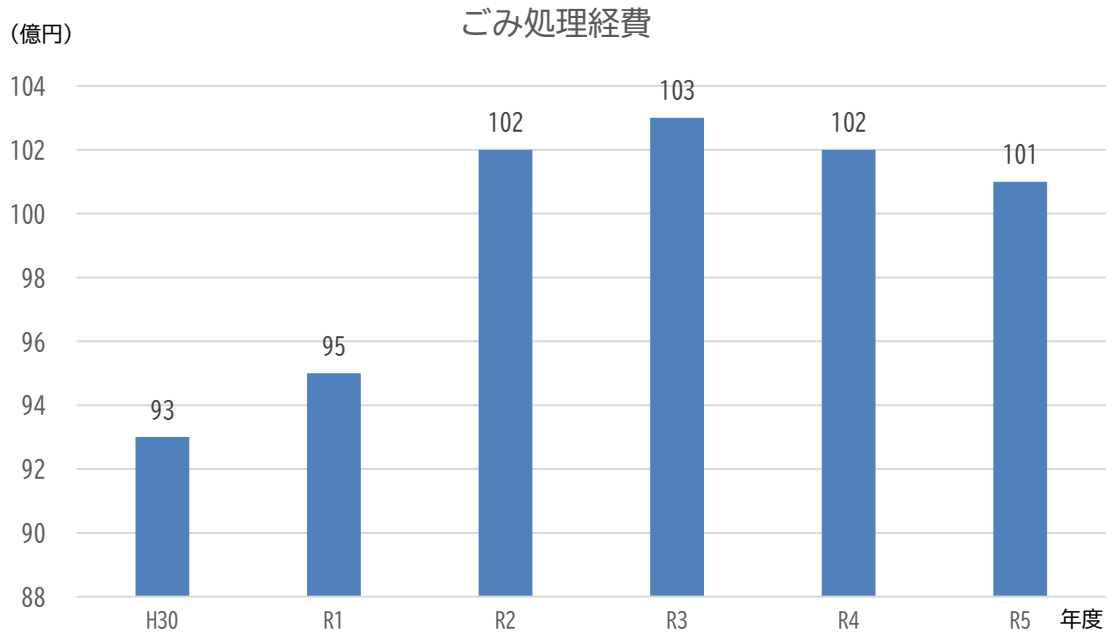
※表中、全体容量および残余容量は令和7年3月末時点の値。ただし、敦賀市金山最終処分場は令和7年10月から稼働のため、残余容量は全体容量と同値を掲載。

(6) 一般廃棄物処理経費の現状

① ごみ処理費用の現状

令和5年度に県内市町等でごみ処理に要した経費（施設整備費を除く。）の合計は、約101億円となっています。

県民1人当たりには換算すると年間約13,500円であり、全国平均（約13,600円）より約100円安くなっています。



※グラフ中のごみ処理経費には、施設整備費を含まない。

② ごみ処理有料化の現状

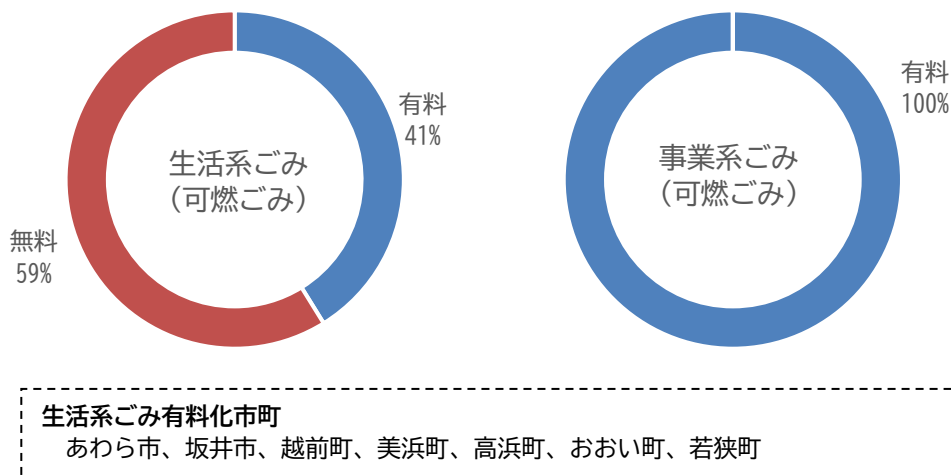
令和7年4月現在の県内市町のごみ処理の有料化の実施状況を見ると、家庭から出される生活系ごみ（可燃ごみ）については、7市町（約4割）でごみ処理手数料を徴収しています。事業者から出される事業系ごみについては、17市町すべてでごみ処理手数料を徴収しています。

ごみ処理の有料化とは・・・

市町村の一般廃棄物の処理（収集、運搬および処分）にかかる経費の一部を手数料として、ごみ袋（指定袋）の販売価格に上乗せするなどして徴収する行為です。手数料を上乗せせずに、販売されるごみ袋（指定袋）の使用を住民に依頼する場合は有料化に該当しません。

徴収方法については、生活系のごみでは、ごみの量に応じて手数料を徴収する従量制が採用されています。事業系のごみについても、多くの地方公共団体で従量制が採用されていますが、一定量まではごみの量に関わらず定額を徴収し、一定量を超えると従量制となる方式を採用している例もあります。

県内市町のごみ処理の有料化の実施状況（令和7年4月現在）



なお、全国の生活系ごみ（可燃ごみ）の有料化の実施状況を見ると、令和7年9月現在で有料化を実施している市区町村は、全市区町村の約6割^{*}を占めており、福井県の実施率よりも高くなっています。

^{*}東洋大学 山谷修作名誉教授「全国市区町村の有料化実施状況調査」

ごみ処理の有料化により期待される効果

- ・ごみ処理コストの見える化による「自分ごと」としての意識の高まり
- ・できるだけ費用負担を減らそうという住民の意識による、ごみ排出量の抑制
- ・ごみを多く出す人が費用を多く負担することによる、公平性の確保

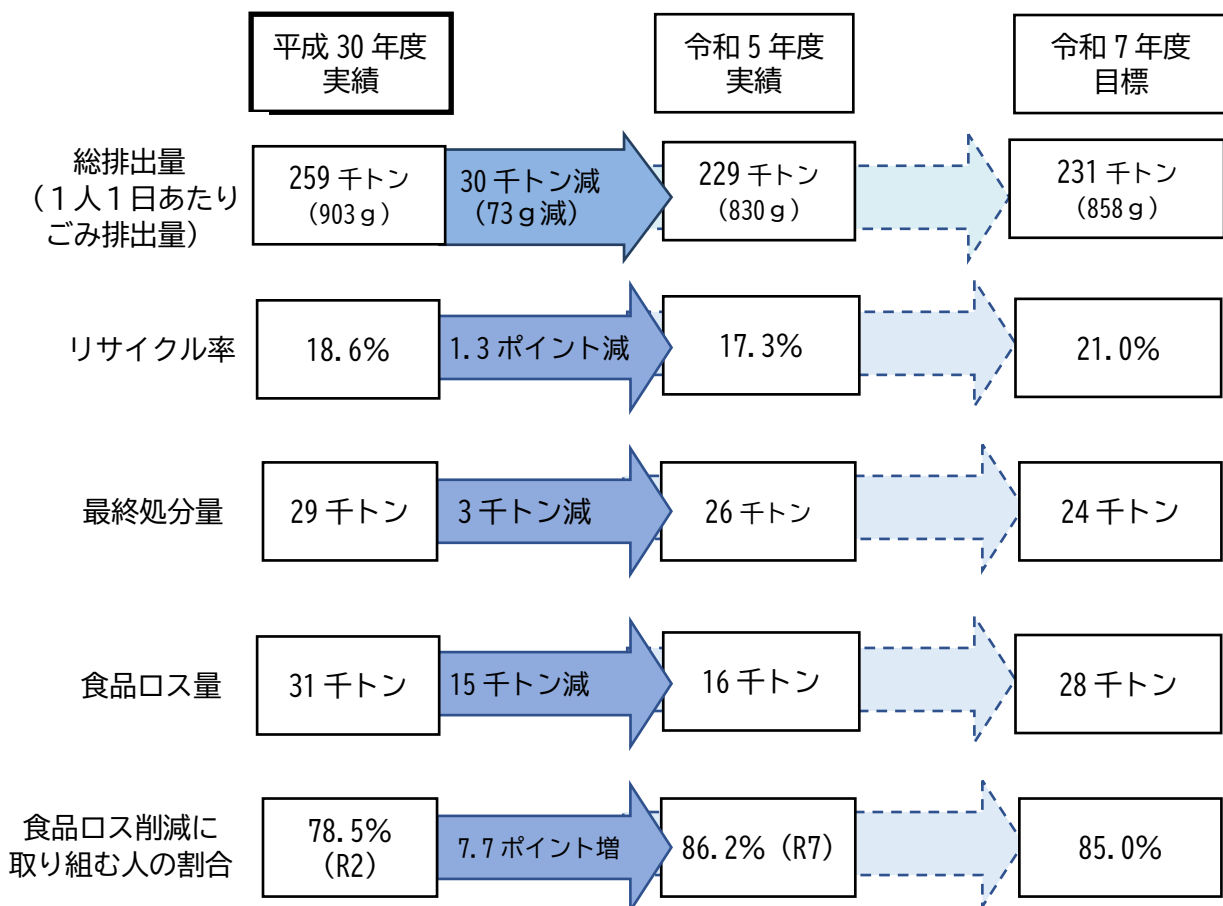
2 前回計画の評価

(1) 目標数値の達成状況

前回計画では、令和7年度の目標を、排出量23万1千トン、1人1日あたり排出量858g、リサイクル率21.0%、最終処分量2万4千トン、食品ロス量2万8千トン、食品ロス削減に取り組む人の割合85.0%に設定しました。

これに対し、令和5年度の実績を見ると、排出量22万9千トン、1人1日あたり排出量830g、リサイクル率17.3%、最終処分量2万6千トン、食品ロス量1万6千トンとなっており、リサイクル率と最終処分量が現在のところ目標達成に至っていません。

食品ロス削減に取り組む人の割合は令和7年度の実績を見ると86.2%となっており、目標を上回っています。



※食品ロス削減に取り組む人の割合は、令和2年度からアンケート調査を実施

(2) 前回計画の進捗状況

前回計画では、「県と市町が一丸となったごみ減量化の推進」を重点施策とし、「食品ロス」「紙資源」「プラスチックごみ」を中心に取り組みました。その進捗状況は以下のとおりです。

① 県と市町が一丸となった減量化の推進

- ・「福井県ごみ減量化推進会議」を開催し、市町のごみ減量化の進捗状況、減量化施策、制度改正等（プラスチック資源循環法の施行、リチウム蓄電池等の回収体制整備）への対応状況などを共有しました。
- ・ごみ減量化推進会議内に実務担当者で構成する「ごみ減量化推進部会」を設け、食品ロス、紙資源、プラスチックの削減について具体的な対策を記載したアクションプログラム等を作成しました。

② 食品ロス削減の推進

- ・家庭や外出時の「おいしいふくい食べきり運動」普及のため、県連合婦人会と協働し、こども園等での「食べきり運動学習会」の開催や地域イベントでの普及啓発を行いました。
- ・本県が中心となり設立した「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」において、忘新年会時の全国共同キャンペーンによる発信、施策の情報共有、食べきり運動に賛同する全国規模の団体（4団体）との共同宣言を実施し（令和7年3月）、食べきり運動を全国に向けて展開しました。
- ・「3きり（水切り、食べきり、使いきり）」について、マスメディア（新聞、テレビ等）やインターネットを活用して啓発を行いました。
- ・食品ロスの知識や削減方法のノウハウを習得した「ふくいフードロスマイスター」認定制度を創設し、514人（令和8年1月現在）のマイスターを養成しました。
- ・消費期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスの削減のため、商品棚の手前にある消費期限の近い商品を積極的に選ぶ「てまえどり」のポップやポスターを、小売店（食べきり家庭応援店、コンビニエンスストア等）に配布し啓発を行いました。
- ・フードドライブの普及・拡大を図るため、モデル事業として実施したフードドライブをもとに「福井県フードドライブ運用マニュアル」を作成し、ホームページで公開しました。また、当該モデル事業から発展し、令和4年度には「福井県フードバンク連絡会」が民間を主体に設立され、その後も参加企業・団体が拡大しています。

③ 紙資源リサイクルの強化

- ・インターネット上の地図サービスを活用し、スーパーや古紙回収業者等の民間回収拠点が見える化し、雑がみなど、再資源化できる紙の種類の情報とともに発信しました。
- ・ふるさと環境フェア等のイベントで、雑がみクイズ等による啓発を行い、雑がみの分別を推進しました。
- ・県内企業へのアンケート調査や現地視察を行い、紙ごみの再資源化の優良事例集を作成し、ホームページで紹介しました。

④ プラスチックごみ対策の強化

- ・ごみ減量化推進部会において、県と市町が一体となって取り組む「プラスチックごみ対策県下統一アクションプログラム」を策定し、取組状況を福井県ごみ減量化推進会議で共有しました。
- ・6月を「マイボトル推進月間」と定め、期間中、マイボトルの持参を呼び掛けるなどプラスチックごみ削減に向けた普及啓発を集中的に実施しました。
- ・紙や木などプラスチック以外の製品を導入する事業者を支援し、使い捨てプラスチックごみの削減を推進しました。

⑤ 災害廃棄物への対応

- ・国の事業を活用し、災害廃棄物処理計画に係るワーキング会議を開催し、市町と知見の共有を図りました。結果、前回計画の期間中に、県内全ての市町において災害廃棄物処理計画が策定済となりました。

(3) 今後の課題

県内におけるごみの減量化が進み、令和5年度の総排出量および1人1日あたりの排出量は過去最少を更新しました。しかし、全国平均より多い状況が続いています。

また、可燃ごみの中には依然として減量可能なものが多く含まれており、他県と比較すると粗大ごみや不燃ごみの排出量も多い状況です。

今後は、これらの状況を踏まえた対策が必要です。

3 一般廃棄物の減量化とリサイクルの促進

(1) 基本的な考え方





本県のごみの排出量は減少傾向にありますが、種類別に見るとリサイクル可能な紙資源などが多く含まれており、また、他県と比較して粗大ごみの量が多い状況です。

人が活動する中でごみは必ず出てきますが、一人ひとりがごみについての理解を深め、日ごろからの心がけと実践により、ごみを減らしていくことが可能です。

このため、県民がごみについて理解を深めて、「自分ごと」として減量化に取り組んでいくことを目指します。

また、近年問題となっているリチウム蓄電池等に起因する火災事故は、県内市町のごみ処理施設においても発生しています。このほかにも高齢化の進行によるごみ出し困難世帯や使用済み紙おむつの増加など、社会情勢の変化によって様々な課題に対応することが必要となってきます。こうした市町共通の課題について、情報を共有し解決に向けた議論を進めていくことが重要です。

以上のことを踏まえて、次のとおり重点施策を実施します。

<p>ごみ減量化の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民一人ひとりが循環型社会の形成やごみ減量化への理解を深め、「自分ごと」として実践するきっかけを創出します。
<p>再資源化</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・雑がみや容器包装プラスチックなどの分別について、市町とも連携しながら啓発を行い、資源の循環利用を促進します。
<p>再利用</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・官民が連携し、県民によるリユースやリペアの利用を促進するための情報発信や啓発に取り組むとともに、市町によるリユース推進の取組みの横展開を図ります。
<p>発生抑制</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで実施してきた「おいしいふくい食べきり運動」に加え、地域における食品ロス削減の普及啓発の機会を拡大します。 ・使い捨てプラスチックの使用を最小限とするライフスタイルを推進します。
<p>近時の情勢を踏まえた対応等</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・リチウム蓄電池等対策など、近年問題となっている廃棄物に関する課題について、市町と共有し課題解決に向けた検討などを進めます。

(2) 重点施策

「自分ごと」化による3Rの更なる推進

県では、「おいしいふくい食べきり運動」や「雑がみ」の分別回収運動、「ふくいプラスチックスマートキャンペーン」などの施策について、市町等とも連携しながら取り組んできました。

国の「循環型社会形成推進基本法」では、発生抑制、再使用、再生利用を基本原則に位置付けており、第五次循環型社会形成推進基本計画でも、3Rの取組みを更に進めることとしています。

今後、本県においてもさらに減量化を進めていくためには、県民一人ひとりがごみ減量を「自分ごと」としてとらえ、「実践」していくことが必要です。

このため、県民が「自分ごと」として、実践するきっかけを創出することにより、3Rを更に推進します。

多様なメディアを活用した情報発信と実践につながる機会の創出

インターネットやマスメディアなど、幅広い層に訴求できる広報媒体を活用し、ごみの削減や再資源化について、「自分ごと」として理解が深まるよう、「3きり」「分別」「リユース・リペア」などの情報発信を行っていきます。

また、既存のアプリなどを活用し、県民によるごみ減量の「実践」に対してインセンティブを付与するキャンペーンなどを実施し、「自分ごと」として、取り組むきっかけを創出していきます。

3きり

食品廃棄物を減量するため、「きり」の付く3つの行動を「3きり」と称して、その普及を推進しています。

- ・ 生ごみの水を切る「水きり」
- ・ 料理を残さず食べきる「食べきり」
- ・ 食材を無駄なく使いきる「使いきり」





① 分別による再資源化を促進

令和6年度に県が実施した一般廃棄物の組成調査では、可燃ごみに新聞紙や雑誌がみなどのリサイクル可能な紙類が多く混入しており、排出量総量の14%を占めています。ペーパーレス化等により紙類のごみの排出量は減っていますが、総量に占める割合は多く、ごみの減量化を進めるためには、資源にできるものは適切に分別し再資源化することが必要です。

また、プラスチックごみについても、令和4年度に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市町において分別収集等に努めることとされました。

紙類やプラスチックをはじめ、繊維類や廃油など資源化できるごみの分別について、県民および事業者への普及啓発などを行い、再資源化を促進していきます。

ア. 雑がみの分別実践の促進

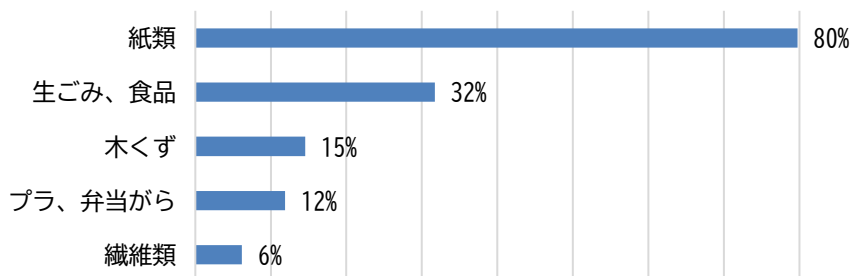
県は、これまで、資源化可能である紙類「雑がみ」について、どのような品目がそれに当たるか、また、その回収拠点について、周知を図ってきました。

しかし、未だに可燃ごみに資源化可能な雑がみ等が多く混入しています。

今後、さらに雑がみなどの紙類の分別を促進していくため、インターネットやマスメディアを活用して、分かりやすく、品目や回収拠点を発信します。また、県内のこども園やイベント等において雑がみ袋の活用を促すことなどにより、家庭内での雑がみの分別の実践を促進していきます。

雑がみなどの紙類は、事業者からも多く排出されます。このため、事業者が集まる機会を活用し、紙資源の分別等による再資源化の必要性や実施方法、メリットについて啓発します。

種類別排出事業所割合



出典：福井県調べ
 ※事業者に対するアンケート調査（令和6年度実施）で、当該種類の一般廃棄物を排出するとの回答割合

雑がみ

新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パックなどは、対象が特定されやすく明示的に回収されることが多いため、リサイクルできる紙類として認知度が高いと考えられます。

しかし、それ以外にもリサイクルできる紙類は種々あり、そうしたものを「雑がみ」と総称して、分別・リサイクルの普及を推進しています。

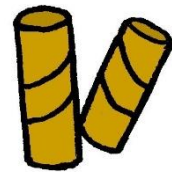
○雑がみの例



紙の箱



包装紙



紙の芯



ワイシャツなどの台紙、タグ



メモ用紙、チラシ、プリント類

※こうしたものの中にも、防水加工されたものやアルミ箔が付いたものなど、必ずしもリサイクルに適さないものもあるため、注意が必要です。

イ. 市町と連携したプラスチックの再資源化の促進

循環型社会形成推進基本法においては、廃棄物の発生をできるだけ抑制（リデュース）するとともに、資源の循環的な利用については、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収の順に、優先的に取り組むこととされています。

容器包装プラスチックを含むプラスチック製品については、各市町が廃棄物処理施設の状況なども踏まえて、分別回収と再資源化を行っているところであり、県においても市町と連携し、プラスチック製品の分別と再資源化について普及啓発を実施していきます。

また、市町によるプラスチック製品の回収については、県内の状況の共有などを行い、実施を促していきます。

② リユース・リペアの推進



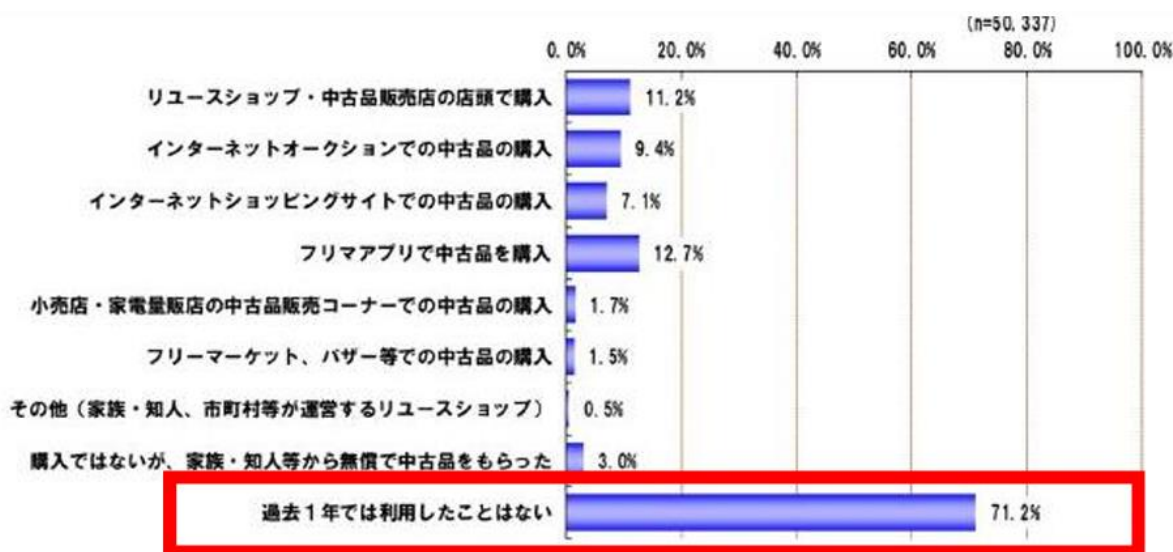
一般廃棄物処理実態調査によれば、福井県の1人1日あたりの不燃ごみと粗大ごみの量は、他県と比較して多くなっています。

不要となったものをごみとして捨てるのではなく、お互いに譲り合ったりリユースショップなどで引き取ってもらったり、壊れたものを修理して直してもらったりすることで、ごみの削減につながります。

このため、県民一人ひとりが物を大切にし、譲り合う意識の醸成を図り、実践につながるよう促していきます。

消費者によるリユース経験率

令和6年度に環境省が実施した消費者アンケートによれば、過去1年間の中古品の購入経験について、「過去1年間では利用したことがない」が最も多いという結果が出ています。



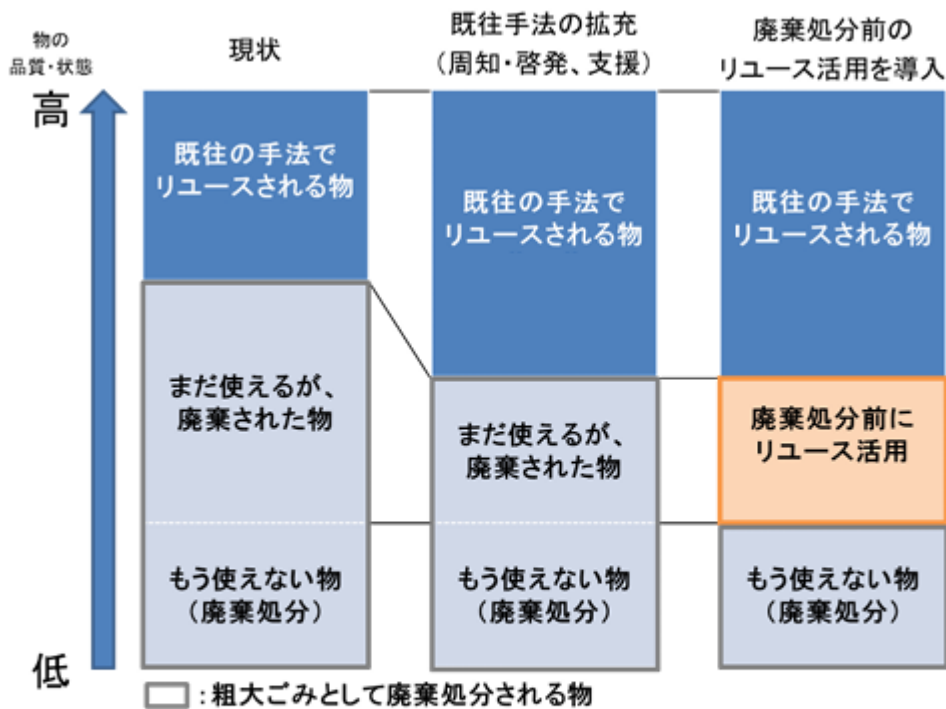
出典：環境省「リユース等の促進に関するロードマップの方向性」

ア. リユース利用の拡大

県内には家具や家電製品、衣服、雑貨など不要となった物を引き取ってくれるリユースショップがあり、また、フリーマーケットなどのイベントなども開催されています。これらの利用を促進するため、県において店舗やイベントの情報を収集して県ホームページやSNSなどで発信していきます。

また、県内の市町においても、民間企業と連携し、受け入れた粗大ごみをフリマアプリで販売したり、住民にリユースのオンラインプラットフォームを案内して廃棄前に譲渡を促したりしている事例があります。これらの事例を県内の市町で共有し、横展開を促していきます。

リユース拡大の取組みの方向性



- 考え方 【1】品質が高い・状態が良い製品は、既往の手法でリユースさせる。
 (特に、民間サービスを活用したリユースを促進する。)
 【2】既往の手法でリユースが難しい場合は、
 低価格でのリユース(無償譲渡・交換を含む)を検討してもらう。
 【3】それでもリユースが困難なものは、ごみとして廃棄処分する

出典：環境省「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」

イ. リペアの活用拡大

「おもちゃ病院」や「まちの修理屋さん」について、ホームページ、SNS、イベント等で情報を発信して利用促進を図り、修理して使う体験を通じて、物を大切にすることを意識の醸成を図ります。また、おもちゃ病院の担い手を養成する講座を実施し、活動を支援します。

おもちゃ病院

「おもちゃドクター」と呼ばれるボランティアが壊れたおもちゃを無料で修理してくれる地域活動を、「おもちゃ病院」として紹介しています。令和8年1月時点で、県内に8つの団体があります。



まちの修理屋さん

洋服、靴、家具などを修理することができる店舗を、「まちの修理屋さん」として紹介しています。令和8年1月時点で、445店舗を紹介しています。



③ 食品ロス削減対策の推進



令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、これに基づき「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(以下「食品ロス削減の基本方針」という。)が令和7年3月に策定されました。

本県においては、「おいしいふくい食べきり運動」の推進等により、食品ロスを含む食品廃棄物の排出量を大きく削減しました。しかし、可燃ごみの7%を食品ロスが占めており、更なるごみの減量化に向け、取組みを進めていく必要があります。

ア. 地域における食品ロス削減の普及活動の促進

「ふくいフードロスマイスター」認定制度を令和3年度に創設し、令和8年1月時点で514名を養成しました。

今後は、マイスターの養成に加え、マイスターを講師とした地域における講習会や親子教室などのイベント開催を支援し、食品ロス削減を実践する県民の増加を図ります。

ふくいフードロスマイスター

食品ロスの知識や削減方法のノウハウを習得した方を「ふくいフードロスマイスター」として県が認定しています。

「初級」「中級」「上級」の区分があり、「食品ロスの現状」と「福井県が行っている食品ロス対策」に関するテストに合格した方や、食べきりレシピ講座・冷蔵庫収納講座を受講した方を、認定対象としています。

また、フードシェアリングや冷蔵庫の食材管理など食品ロス削減に役立つ様々なアプリも出てきており、講座やイベントなどでこれらを紹介するなど食品ロス削減の実践につなげます。

イ. 「おいしいふくい食べきり運動」の展開

県では平成18年度から全国に先駆けて「おいしいふくい食べきり運動」を展開してきました。食べきり運動協力店や食べきり家庭応援店の拡大を進め、平成25年度からは県連合婦人会と協働し、こども園等での「食べきり運動学習会」の開催や地域イベントでの普及啓発に取り組んでいます。



さらに、平成28年度に本県が全国の自治体に呼びかけて設立した「全国食べきり運動ネットワーク協議会」は、会員が令和8年1月時点で452自治体まで拡大しており、全国共同キャンペーンなどを実施しています。

今後も、県内外で食べきり運動を普及させていくため、啓発に取り組んでいきます。

食べきり運動協力店

食べ残しを出さない取り組みをしている飲食店やホテルなどの店舗。取組例として、食べ残しが出ないメニュー設定（-halfサイズ、小盛りなど）や持ち帰りパックの提供など。

食べきり家庭応援店

家庭で食材が使い切れるよう買い物を手助けする取り組みをしているスーパーなどの食品販売店。取組例として、少量パックの提供やばら売りなど。

ウ. フードバンク・フードドライブの普及拡大

賞味期限間近などの理由で販売できない食品を福祉施設等へ無償提供するフードバンクが全国で広がり、実施されています。

本県では、福井県民生活協同組合の呼びかけにより県内の事業者・団体が「福井県フードバンク連絡会」が設立され、活動を展開しています。

また、家庭内で余っている食品を集めて子ども食堂などへ寄附するフードドライブについても、県内の一部の市町や団体などで実施しています。

県では、こうした活動がさらに拡大していくよう、普及活動に協力していきます。

フードバンク

食品関連事業者（スーパー等）で発生する規格外品や賞味期限が間近の食品を福祉施設等へ無償で提供する活動

フードドライブ

家庭で余った食品を福祉施設等へ無償で提供する活動

④ 使い捨てプラスチックの使用を最小限とするライフスタイルの推進



県では、「ふくいプラスチックスマートキャンペーン」を展開し、マイボトルやマイバックの利用、プラスチック代替製品の導入事例の発信などに取り組んできました。

今後も市町と連携しながら、キャンペーンなどを実施し、使い捨てプラスチックの使用を最小限とするライフスタイルへの転換を推進していきます。

また、プラスチックは、海岸漂着物の多くを占めています。ポイ捨てされたごみは、河川等を通じて海域に流出するなど、環境汚染の原因となることから、市町や警察など関係者と連携して、パトロールや啓発活動を実施し、ポイ捨てを含めた不法投棄の防止を図っていきます。



近時の情勢を踏まえた対応等



社会情勢の変化に伴い一般廃棄物についても様々な課題が生じています（高齢化に伴う紙おむつの増加、人口減少に伴う空き家の増加など）。新しい課題、各市町に共通する課題には、県・市町などで事例や施策例を共有し、意見交換などを通して、対策を講じていくことが必要です。

本県では、平成28年度に県・市町・住民代表による「福井県ごみ減量化推進会議」を設置し、製品プラスチックの分別回収やごみ処理手数料の有料化など、市町の取組状況の共有や施策の連携を進めてきました。さらに令和3年度からは、実務担当者による部会を設け、施策の検討や紙おむつの再資源化など先進事例の勉強会を実施しています。

今後も、リチウム蓄電池・小型家電や紙おむつの適正処理・再資源化など、近時の情勢に伴い生じる各市町に共通する課題に対し、国の動向を注視するとともに、県と市町が協力して、情報共有、意見交換、先進事例の調査等を通じ、対応を進めていきます。

リチウム蓄電池の適正処理・再資源化

近年、リチウム蓄電池やその使用製品に起因する廃棄物処理施設での火災事故が頻発化しており、その対策が急がれる一方で、リチウム蓄電池に含まれる重要鉱物資源の回収・再資源化についても取組みが必要とされています。

このため、国は、令和7年4月にリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について通知を出し、12月には、2030年までに重大火災事故をゼロにするとともに、国内に十分なりサイクル体制を構築することを目指し「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」をとりまとめました。

こうした国の動向を踏まえ、本県でも、福井県ごみ減量化推進会議、部会で情報共有等を進めたほか、新聞等のメディアを通じた広報も行ってきたところです。

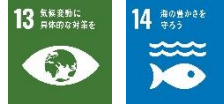
今後も引き続き、国の動向を注視するとともに、県と市町が協力して、リチウム蓄電池の適正処理、再資源化を図っていきます。



(3) 重点施策以外の施策

重点施策に加えて、次の施策を実施していきます。

① 海岸漂着物対策の推進



令和6年3月の北陸新幹線福井・敦賀開業後、これまで以上に多くの方が福井県を訪れ、美しい自然や景観を目にしています。本県には約415kmの長い海岸線がありますが、毎年、国内外から多くのごみが漂着しているため、これらを円滑に回収・処理し、素晴らしい環境を守っていくことが重要です。

福井県では、令和4年3月に、「福井県海岸漂着物対策推進計画」を策定し、県、市町、県民、民間団体等、多様な主体が連携し、「円滑な回収・処分の推進」「海岸漂着物の発生対策の推進」「環境教育、普及啓発の推進」を実施することとしました。今後も、関係者と連携しながら、海岸漂着物対策に取り組んでいきます。

② ごみ処理の広域化・処理施設の集約化



平成9年に環境省から発出された通知「ごみ処理の広域化計画について」に基づき、平成10年5月に「福井県ごみ処理広域化計画」を策定しました。当時の35市町村を大きく4つのブロック（福井坂井、奥越、丹南、嶺南）に分けて、広域化を進めていくもので、これまでに市町や一部事務組合による施設の統合・整備が進み、焼却施設については、当時15あったものが7施設まで集約化が進んでいます。

計画策定から20年以上が経過し、少子高齢化による人口減少とごみ排出量の減少など、ごみ処理を取り巻く状況が変化する中で、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を、県と市町が連携して、引き続き構築していく必要があります。

こうしたことから、国は、持続可能な適正処理の確保に向けた長期的な広域化・集約化に係る計画の策定を呼びかけており、本県においても、令和9年度末をめどに計画を策定できるよう、市町等と検討を進めます。

4 災害廃棄物への対応

(1) 災害廃棄物対策

① 対策の必要性

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の確保のために非常に重要であり、被災地域の早期の復旧・復興のために必要不可欠です。

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、市町が主体となって処理を行うこととなりますが、県としても、市町と連携し対策を講じることが重要と考えています。

近年、全国で地震災害や豪雨災害が発生しており、令和6年能登半島地震でも、被災地方公共団体では、直後の避難所ごみやがれき等の大量の災害廃棄物の処理に追われました。

国の災害廃棄物対策推進検討会は、これまでの災害における災害廃棄物対応の検証等を踏まえて、今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた更なる取組みについて検討を進め、令和7年3月にはその方向性を示しました。引き続き、ワーキンググループを設置し、この方向性を具体化するための取組みや法改正の内容について検討を進めているところです。

こうした検討により得られる知見なども活かしながら、災害廃棄物について、適正処理と再生利用を確保したうえで円滑かつ迅速に処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで切れ目なく、県、市町、関係団体が連携して対策を実施・強化することが必要です。

② 県の取組み

災害廃棄物処理計画が前回計画期間中に県内すべての市町で策定されたところですが、今後はその実効性を高めていくことが重要です。

県では、これまでも、県内市町・一部事務組合の実務担当者を対象に、災害廃棄物処理に関する研修や近年発生している大規模災害の振り返り、意見交換を行うワーキング会議を実施しています。

引き続き、国の検討で示された知見や施策などを活かし、災害発生初期を想定した訓練の実施や市町に対するマニュアル等の改善例の提示などにより、発災時の対応能力の向上を図っていきます。

また、大規模災害が発生し、市町域、県域を越えた協力が必要な場合、県がその調整の役割を担うことから、国（中部地方環境事務所）や近県と定期的に災害発生時の対応について確認、情報交換を行っていきます。

(2) 災害廃棄物処理の指針

本計画において、国の「災害廃棄物対策指針」および廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を踏まえ、災害対策基本法に基づく「福井県地域防災計画」等と整合を取りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うための指針を以下のとおり定めます。なお、本県で災害が発生した場合、災害廃棄物の処理は本指針やマニュアル等に基づいて実施しますが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとします。

① 基本的な考え方

災害発生時には、建築物の倒壊、津波や火災等によって一時的に災害廃棄物が大量に発生し、かつ避難所等からは多量の生活ごみが排出されることが想定されます。

災害廃棄物については、国、地方公共団体、事業者がそれぞれの役割に基づき、連携・協力して、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。また、発災直後から極力分別するとともに、積極的な再生利用等により、廃棄物が極力減量化されるよう努めます。

② 対象とする災害

対象とする災害は、「地震」「津波」「水害」とします。

なお、地震および津波については、「福井県地域防災計画」で想定されている地震、津波を対象とします。また、水害については、市町の洪水ハザードマップで想定する水害を対象とします。

想定する地震

	福井平野東縁断層帯地震	浦底一柳ヶ瀬山断層帯地震
規模	M7. 6	M7. 2
最大震度	7	7
震度分布	福井市、あわら市、坂井市、永平寺町	敦賀市

想定する津波

	野坂、Bおよび大陸棚外縁断層	越前堆列付近断層	若狭海丘列付近断層	佐渡島北方沖断層
規模	M7. 2 8	M7. 4 4	M7. 6 3	M7. 9 9
最大津波高	4. 5 1 m	7. 8 9 m	8. 6 8 m	5. 3 2 m

③ 災害時に発生する災害廃棄物

災害廃棄物は、災害によって発生する廃棄物および被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とします。

災害時に発生する廃棄物の種類

種類	内容	
災害により発生する廃棄物	可燃物／可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物／不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物（※）等）などが混在した、おおむね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	小型家電／その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料および製品など
	有害廃棄物／危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物類
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
	その他適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの、漁網、石こうボード、廃船舶など
避難所ごみ等	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレおよび他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水。

※ 上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

④ 関係機関の役割

ア. 市町の役割

災害廃棄物は、原則一般廃棄物であることから、市町が処理の責任を担います。また、県内他市町または県外で大規模な災害が発生した場合は、被災地域や地方公共団体からの要請に応じて、被災地域へ人材および資機材提供等の支援を行うとともに、災害廃棄物の広域処理に協力します。

a 平時に検討すべき事項

現在、県内の全ての市町で、災害廃棄物処理計画が策定されています。

市町は、それぞれの計画に基づき、以下の項目を中心に災害廃棄物処理対策を検討しておく必要があります。

- 災害時の組織体制、指揮命令系統および連絡体制の整備
- 自治体や消防、警察等との協力・支援体制の構築
- ごみ処理施設の補修体制の整備
- 仮設トイレの備蓄等、し尿処理体制の確保
- 有害廃棄物や適正処理が困難な廃棄物の対策
- 災害の種類（地震・津波・水害）に応じた十分な大きさの仮置場候補地の選定、受け入れ可能な最終処分場の確保

仮置場候補地の選定に当たっては以下の項目に考慮して検討する必要があります。

- ・候補地が公有地の場合、自衛隊の野営地、仮設住宅、被災自動車の保管場所などへの利用も想定されるため、十分な事前調整の実施
- ・公有地が不足するなど、やむを得ず私有地とする場合は、貸与・返却時における事前のルールの設定
- ・大型車両が通行可能であることや、交通渋滞を招かないような収集運搬ルート確保

○住民等への啓発・広報の実施

平時の分別意識が災害時にも生きてくるため、以下の事項について住民の理解を得るよう日頃から啓発等を実施します

- ・仮置場の必要性
- ・災害廃棄物の分別・排出方法
- ・便乗ごみ（災害廃棄物の回収に便乗した災害とは関係のない通常ごみ、事業ごみ・危険物等）の排出、混乱に乗じた不法投棄および野焼き等の不適正な処理の禁止

○廃棄物の種類ごとの処理方法や分別手順

b 災害発生時に実施すべき事項

市町は、避難所ごみ等を含む災害廃棄物の処理にあたり、以下の事項を実施します。

- 組織体制・指揮命令系統の確立
- 被災状況等の情報収集および県への情報提供
- 廃棄物処理に必要な資機材や人員などの支援についての検討
- ごみ処理施設や収集運搬ルートの子害の状況の確認および必要に応じたごみ処理施設の補修、廃棄物の処理
- 仮設トイレ等の設置、管理およびし尿処理
- 廃棄物の収集運搬体制の整備
- 被災状況を踏まえた災害廃棄物発生量・処理可能量の推計
- 被災状況等を踏まえた処理スケジュールの検討
- 災害廃棄物発生量をもとにした仮置場の必要面積の推計、仮置場の設置
- 火災防止などに留意した仮置場の運営・管理
- 有害廃棄物や適正処理が困難な廃棄物の対策
- 相談窓口の設置
- 地域住民やNPO・ボランティア等への啓発・広報

イ. 県の役割

県は、市町、近隣他県、国および事業者団体等との間で支援および協力体制を整えるなど、廃棄物処理に関する一連の業務についての調整機能を担います。

ただし、地震や津波、水害により甚大な被害を受けた市町が、自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法第252条の14（事務の委託）の規定により、他の地方公共団体に事務を委託することができることされており、必要により県が処理主体となり、直接廃棄物処理を担う場合があります。

また、県は災害廃棄物の処理が適正かつ効率的に行われるように、国に対して関係法令に基づく特別措置、財政支援措置を要請します。

a 平時に検討すべき事項

適宜市町の災害廃棄物処理計画の見直しを求めるなど、市町の災害廃棄物処理対策の強化を図りつつ、以下の項目を中心に対策を実施していきます。

- 広域的な処理の検討
- 市町の仮置場候補地の選定や最終処分場の確保に関する助言

b 災害発生時に実施すべき事項

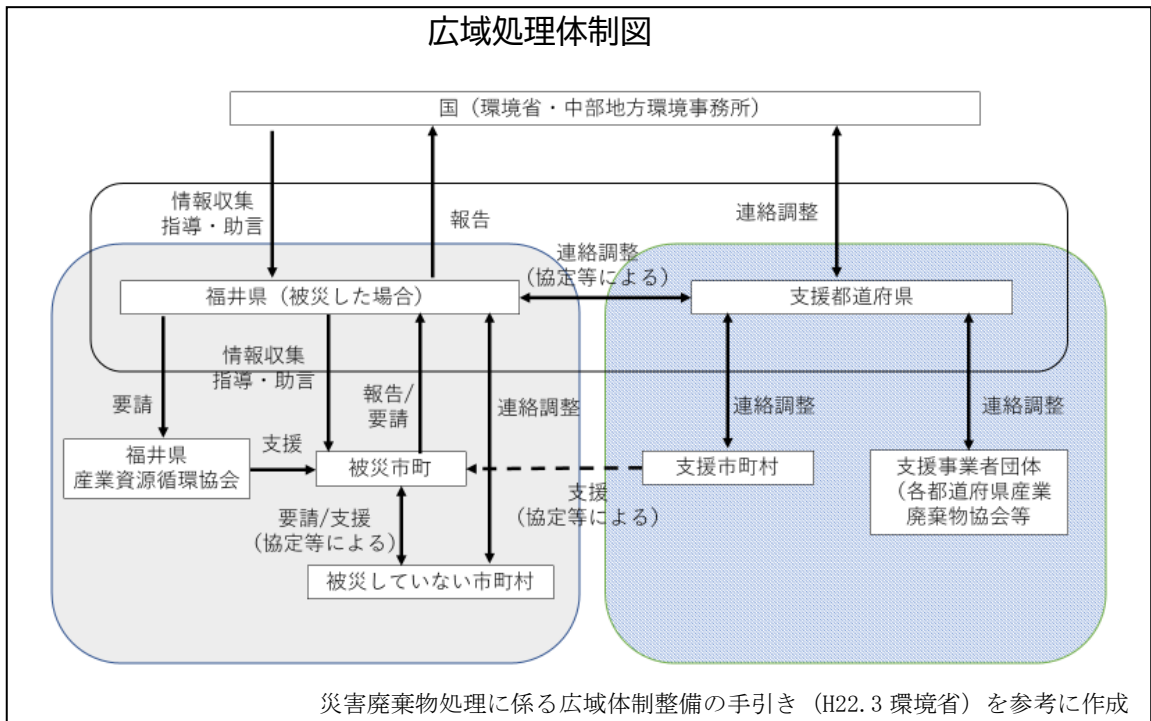
災害発生時には平時に検討した手順に従い、以下の事項を実施します。

- 組織体制・指揮命令系統の確立
- 被災状況等の情報収集
- 市町の災害廃棄物発生量や仮置場必要面積の集計結果の取りまとめ、県全体の発生量や必要面積の算出

○被災市町で処理できない場合、広域的な処理体制の構築

災害が発生した場合、県は市町からの支援ニーズを把握するとともに、被災市町の災害廃棄物の収集運搬・処分体制を整備するための助言等を行います。被災市町での処理が困難な場合は、県内他市町への協力要請や、一般社団法人福井県産業資源循環協会に対し、協定に基づく協力要請をするなどして、県内における広域的な処理体制を確保します。

県内での処理が困難な場合は、「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき、国や他県と調整しながら中部ブロック内での広域的な処理体制を構築します。場合によっては、防災部局と協議の上、協定等に基づき、他都道府県に対し支援要請を行うことも検討する必要があります。



○災害廃棄物処理の実施 (市町から事務委託があった場合)

ウ. 国の役割

国は、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理や、その処理に向けた事前の備えにおいて、司令塔機能を担います。まず、中部地方環境事務所が中部ブロックにおける調整を行い、中部ブロックを超えた支援が必要な場合は環境省および中部地方環境事務所が調整を行います。

工. 事業者の役割

県と災害時の協力体制等について協定を締結している事業者は、県の要請に応じて速やかに支援等に協力します。

なお、一般社団法人福井県産業資源循環協会は、平成21年1月27日に「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を県と締結しています。また、令和4年5月23日には近年激甚化する災害により発生する廃棄物に迅速に対応するため、協定内容を拡充して改めて締結しました。

○拡充の内容

- ・ 支援業務に「仮置場の管理・運営」を追加
- ・ 県内を6地域にわけ、地域ごとに担当者（企業）を設置し、対応を迅速化

この協定に基づき、同協会は県からの要請により、災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分について協力することになっています。

5 一般廃棄物の減量化等の目標

(1) 一般廃棄物の目標

	令和5年度 実績	令和12年度 予測値	令和12年度 目標値
① 総排出量 (1人1日当たり排出量)	229千トン (830g)	221千トン (862g)	204千トン (794g)
② 最終処分量	26千トン	26千トン	22千トン
③ リサイクル率	17.3%	18.5%	21.0%

※令和12年度予測値は、平成26年度から令和5年度までの実績や令和12年度の推計人口に基づき推計

目標設定に当たっては、国の基本方針（第五次循環型社会形成推進基本計画と整合性をもって策定）に掲げる目標および本県の実績を参考にすることとします。

① ごみ排出量

国の基本方針では、令和12年度の一般廃棄物の排出量について、令和4年度排出量に対し91%に減少させることを目標としており、1人1日あたり排出量は806gとなり、令和4年度から12年度までの8年間で約5ポイント削減することとなります。

本県においても、令和5年度からの8年間で5ポイント削減することとし、令和12年度までに国の目標よりもさらに少ない794gを目指すこととします。

また、総排出量は794gに令和12年度の推計人口を乗じた20万4千トンを目指します。

【総排出量および1人1日当たり排出量の算定】

- ・国 令和12年度 1人1日あたり排出量 目標値
 $3883万トン（令和4年度計画収集量+直接搬入量） \times 91\% = 3533万5千トン$
 $3533万5千トン \div 120,115,783人※ \div 365日 = 806g$
- ・国 削減率（R4-R12（8年））
 $806g \div 847g = 95\%$
- ・国 削減率に基づく福井県の削減量（R5-R13（8年））
 $830g \times 5\% = 41.5g$
- ・福井県 令和12年度一人一日あたり排出量 目標値
 $41.5g \div 8年 \times 7年 = 36g$
 $830g - 36g = 794g$
- ・福井県 令和12年度 総排出量の目標値
 $794g \times 702,719人※ \times 365日 = 203,655トン$
 $\div 20万4千トン$

（※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」）

② リサイクル率

リサイクル率については前回計画の目標値を達成できない見込みであることから、引き続き、令和12年度に21.0%を目指します。

③ 最終処分量

①のとおり、総排出量は、令和5年度と比べて89%に減少させることを目標としています。最終処分量について、総排出量の減少やリサイクル率の向上を勘案し、2万2千トンを目指します。

【最終処分量の算定】

- ・ 令和12年度総排出量目標値の令和5年度比削減率
 $20万4千トン \div 22万9千トン = 89\%$
- ・ 福井県 令和12年度 最終処分量の目標値
 $2万6千トン \times 89\% = 2万3千トン > 2万2千トン$

(2) 食品ロス削減に関する目標

	令和5年度 実績	令和12年度 目標値
① 食品ロス量	16千トン	14千トン
② 食品ロス削減に取り組む人の割合	86.2% (令和7年度実績)	90.0%

目標設定に当たっては、「食品ロス削減の基本方針」に掲げる目標や県の実績を参考にすることとします。

① 食品ロス量

(1) ①のとおり、総排出量は、令和5年度と比べて89%に減少させることを目標としています。令和12年度の食品ロス量も令和5年度と比べて89%に減少させ、1万4千トンを目指します。

【食品ロス量の算定】

- ・ 令和5年度の推計値（総排出量×食品ロス量の割合）
 $22万9千トン \times 7\% = 1万6千トン$
- ・ 食品ロス量の目標値（令和5年度食品ロス量×89%）
 $1万6千トン \times 89\% = 1万4千トン$

② 食品ロス削減に取り組む人の割合

食品ロス削減の基本方針では、食品ロス削減に取り組む人の割合（令和2年度調査：78.5%）を令和12年度に80%とすることをしています。

本県の令和7年度調査では、取り組む人の割合は86.2%となっており国の目標より高いことから、令和12年度は90%を目指します。

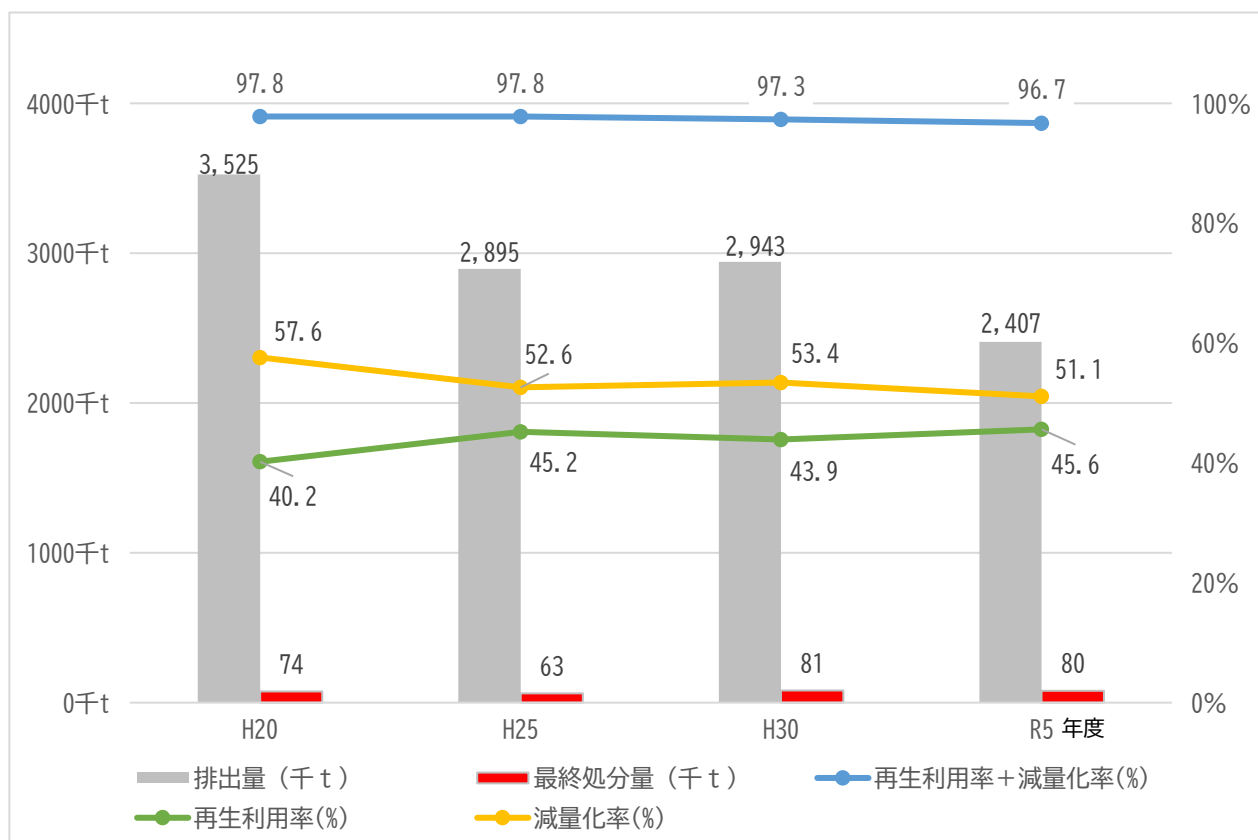
Ⅲ 産業廃棄物について

廃棄物処理法においては、事業者の経済活動等により発生した産業廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされています（廃棄物処理法第11条）。

産業廃棄物の排出量は、事業者における排出抑制の取組みが進んでいることなどから減少傾向にあります。さらに、排出された産業廃棄物の約97%は、排出事業者または産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）※により再生利用または脱水や焼却などの減量化が行われ、再生利用も減量化もできない燃え殻や廃プラスチックなどが最終処分場で埋立処分されています。

本計画では、産業廃棄物に係る現状および課題ならびに今後推進すべき施策について、県の方針を明らかにしています。本計画に基づき、排出事業者、処理業者、行政がそれぞれの立場ではもちろん、排出事業者と処理業者が連携するなど産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量化などの資源循環および適正処理を進めていきます。

排出量等の推移



出典：福井県産業廃棄物実態調査（以下、特に断りのない限りⅢにおいて同じ。）

※ 産業廃棄物処理業者とは、産業廃棄物の収集運搬を行う「収集運搬業者」および焼却、破碎、埋立等の処分を行う「処分業者」を指し、いずれも廃棄物処理法による許可が必要です。

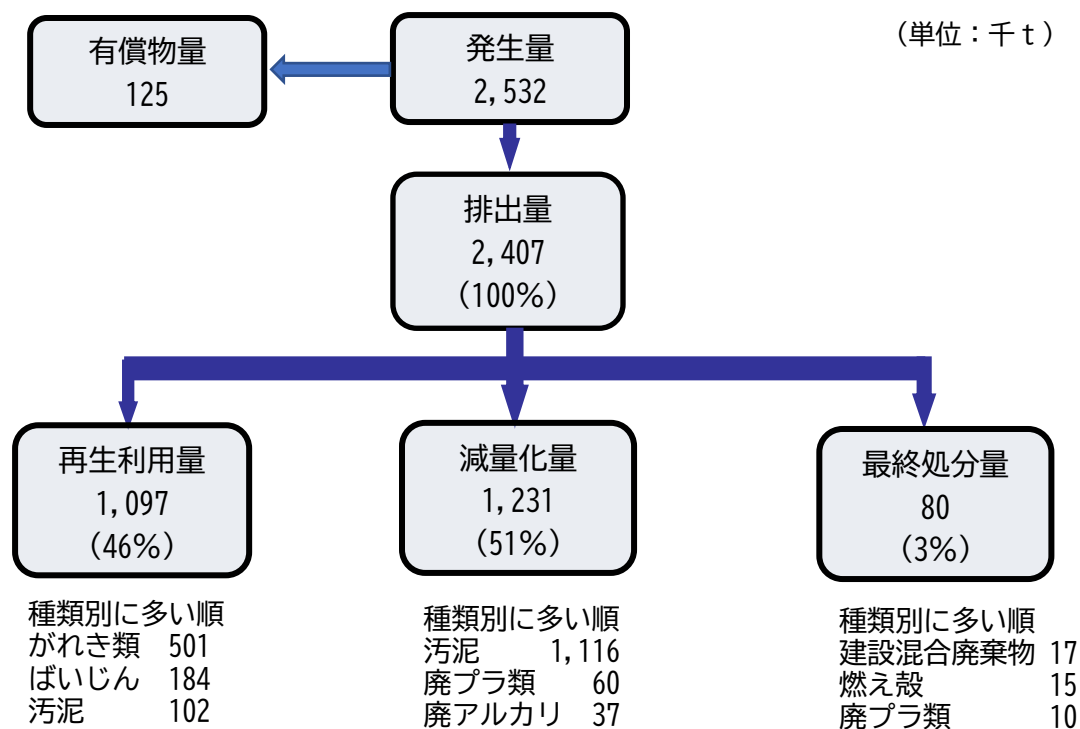
1 産業廃棄物の現状

(1) 排出量等の状況

令和5年度の産業廃棄物の排出量は240万7千トンとなっており、そのうち、再生利用された量が109万7千トン(46%)、脱水や焼却等により減量化された量が123万1千トン(51%)、最終処分(埋立)された量が8万トン(3%)となっています。

再生利用される廃棄物で最も多いものは、がれき類の50万1千トン、減量化される廃棄物で最も多いものは、汚泥の111万6千トン、最終処分される廃棄物で最も多いものが、建設混合廃棄物の1万7千トンとなっています。*

処理処分の状況(令和5年度)



【用語】

- 発生量……………事業場内で発生した産業廃棄物の量。有償物量を含む。
- 有償物量……………他社に有償で売却した量
- 排出量……………事業場内で発生した産業廃棄物のうち、有償で売却できなかった量
- 再生利用量………埋立処分されることなく、他の用途に再利用された量
(例：破碎後のがれきを道路の路盤材等に使用)
- 減量化量……………脱水・焼却等により減量化された量
- 最終処分量………埋立処分された量

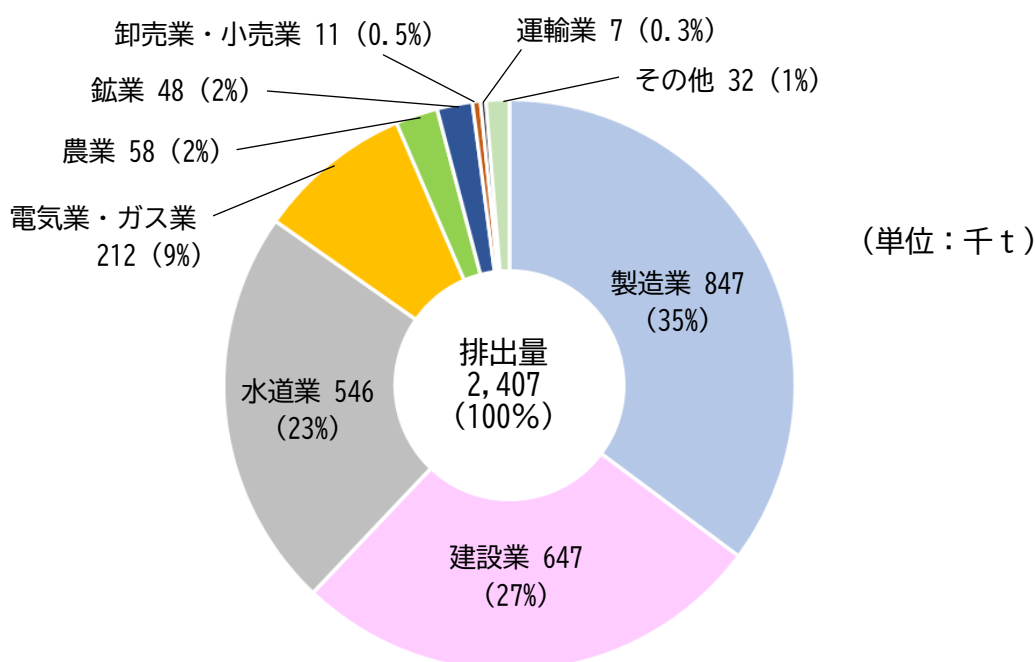
※ 令和6年度福井県産業廃棄物実態調査の結果を活用・分析した数値。中間処理等による廃棄物の種類の変更を考慮(例：排出段階では汚泥であっても、焼却を経て燃え殻として埋立処分された場合は、燃え殻として整理)

(2) 業種別の排出状況

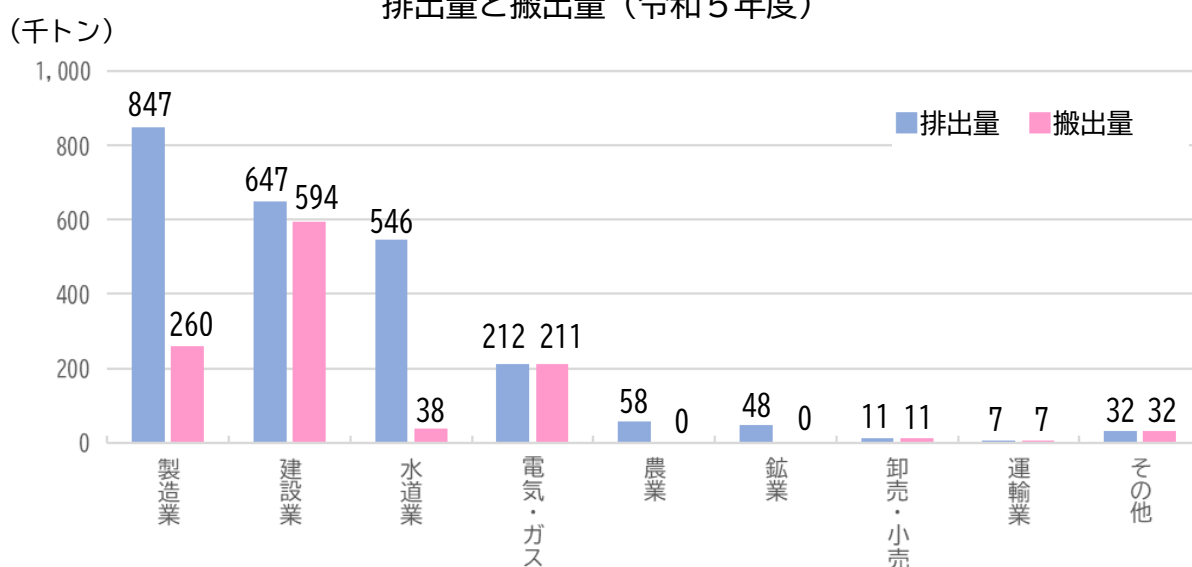
産業廃棄物の主な業種別の排出状況では、製造業から排出される廃棄物が84万7千トンで、全体の35%と最も多く、次いで建設業が64万7千トンで27%、水道業（主に下水道事業）が54万6千トンで23%となっています。これら3業種から、全体の8割を超える廃棄物が排出されています。

また、製造業、水道業では、事業場内での脱水等により減量化される汚泥の割合が高いため、排出量に比べて搬出量が少なくなっています。

業種別排出状況（令和5年度）



排出量と搬出量（令和5年度）



※搬出量 … 産業廃棄物の排出事業者が、処分業者に廃棄物の処理を委託するため事業場外に搬出した量

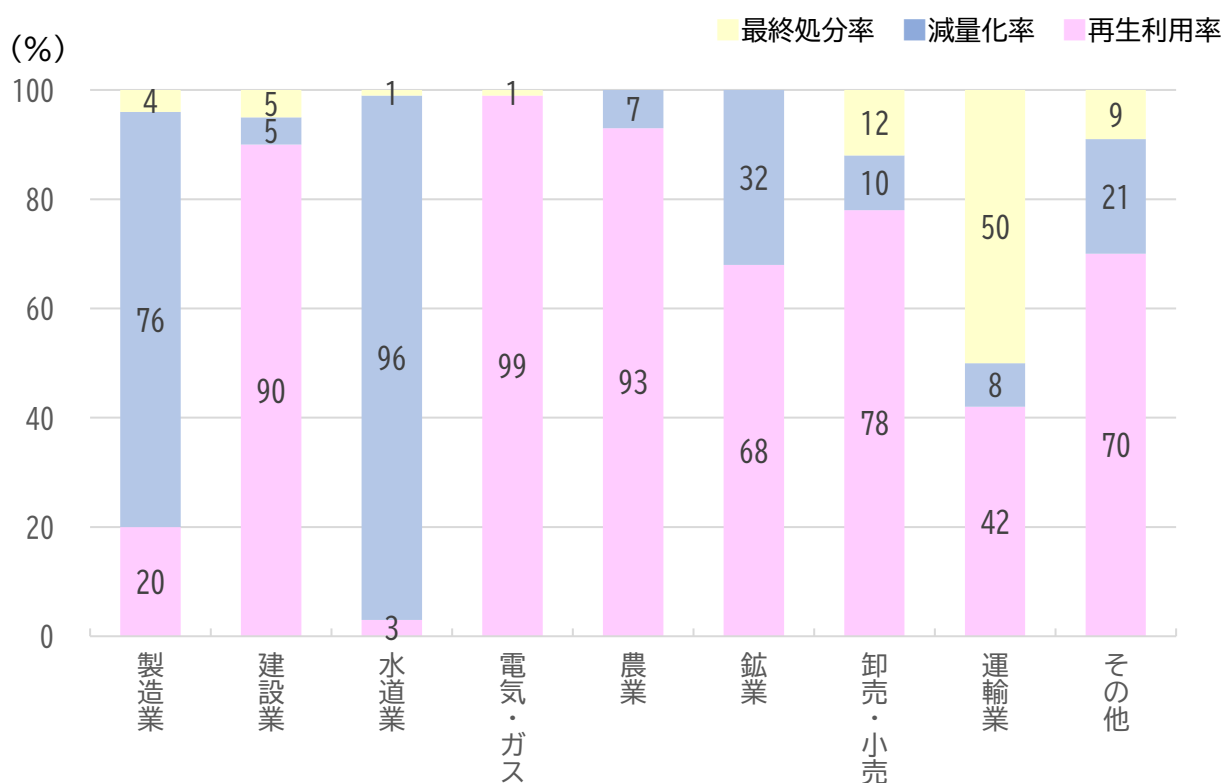
(3) 業種別の処理状況

再生利用率を主な業種別に見ると、建設業、電気業・ガス業、農業ではおおよそ90%を超えています。建設業ではがれき類が破碎後に建設資材等に、電気業・ガス業ではばいじんがセメント原料等に、農業では家畜のふん尿が堆肥等として、再生利用されています。

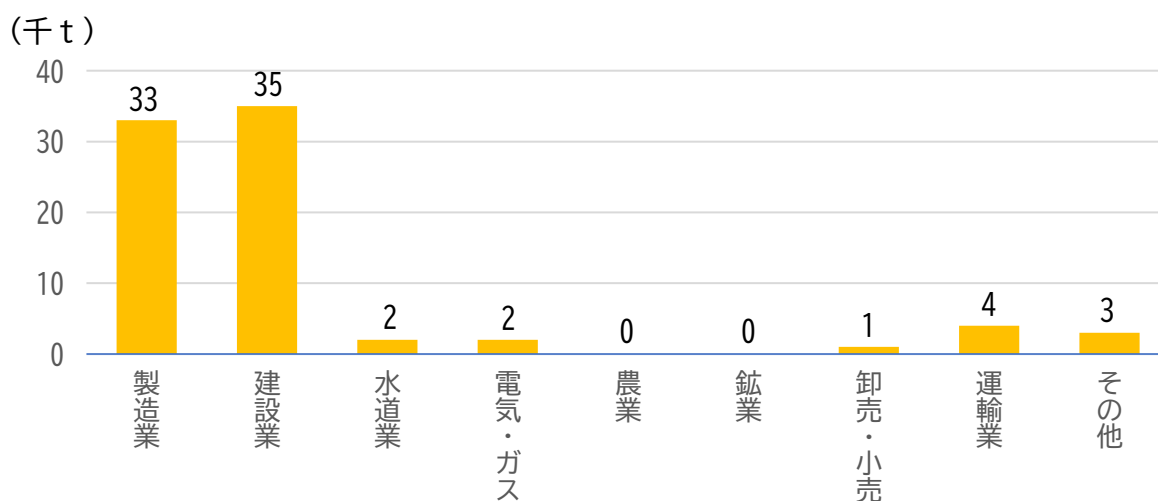
一方で、製造業、水道業では、事業場内での脱水等により減量化される汚泥の割合が高いことから、減量化率が高くなっています。

最終処分量については、製造業、建設業の2業種で全体の8割を超える量を占めています。

業種別処理状況（令和5年度）



業種別最終処分量（令和5年度）

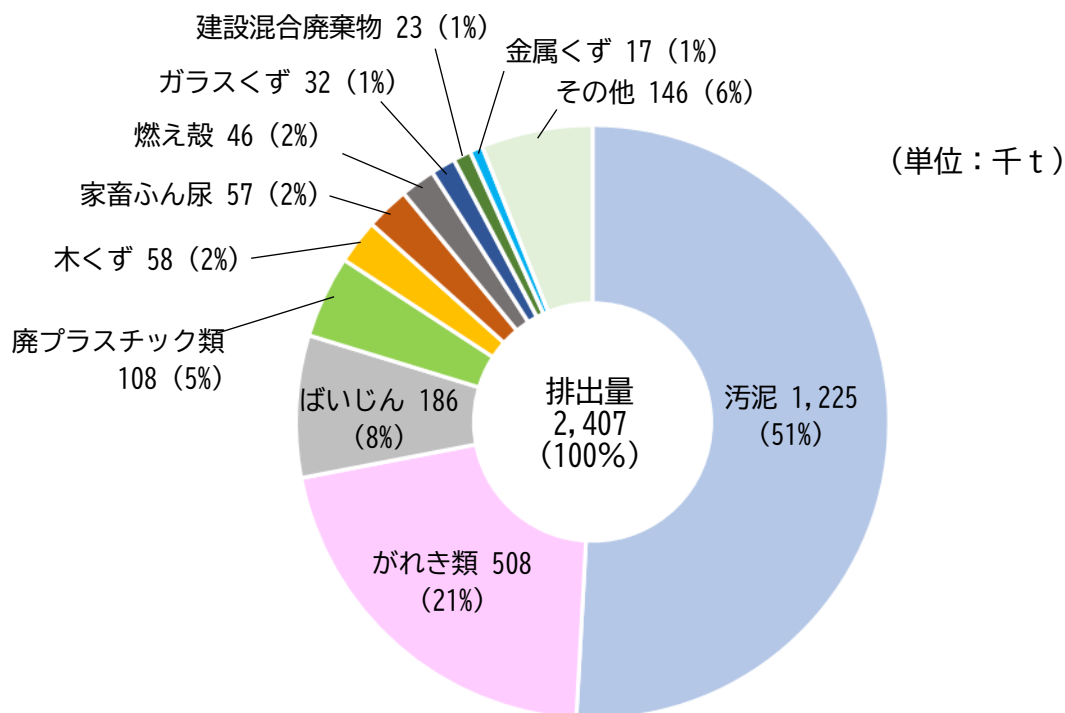


(4) 種類別の排出状況

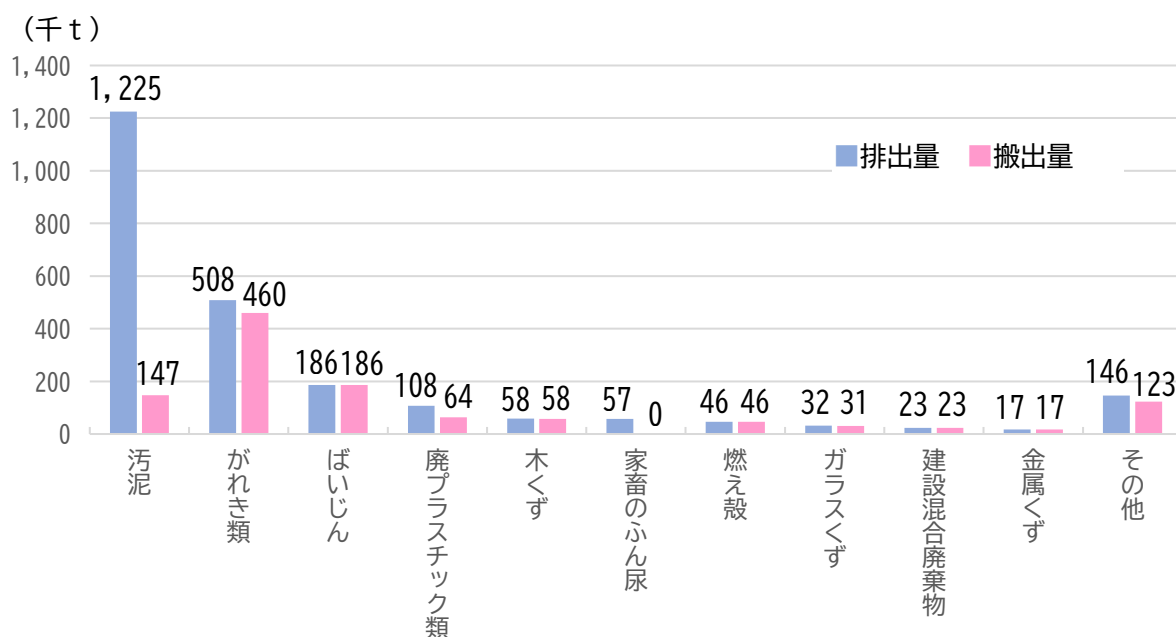
産業廃棄物の種類別排出状況では、汚泥が122万5千トンで、全体の51%と最も多く、次いでがれき類が50万8千トンで21%、ばいじんが18万6千トンで8%となっています。これら3種が排出量全体の約8割を占めています。

また、汚泥は、事業場内で脱水等を行うことで減量化される割合が高いため、排出量に比べ、搬出量が少なくなっています。

種類別排出量内訳（令和5年度）



排出量と搬出量（令和5年度）

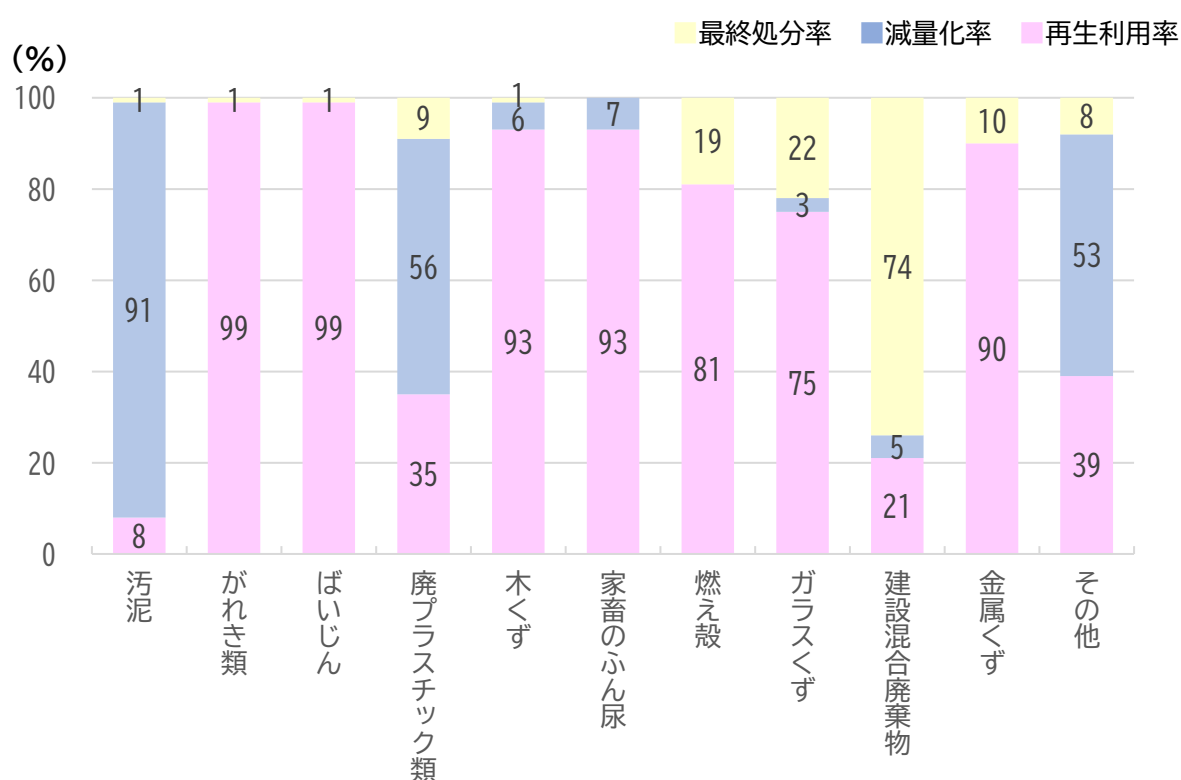


(5) 種類別の処理状況

再生利用率を種類別に見ると、がれき類、ばいじん、木くず、家畜のふん尿、金属くずはおおよそ90%を超えています。がれき類は建設資材等、ばいじんはセメント原料等、木くずはボイラー燃料等、家畜のふん尿は堆肥等、金属くずは金属原料等として、再生利用されています。

一方で、汚泥、廃プラスチック類は、脱水、乾燥、焼却処理等により減量化率が高くなっています。

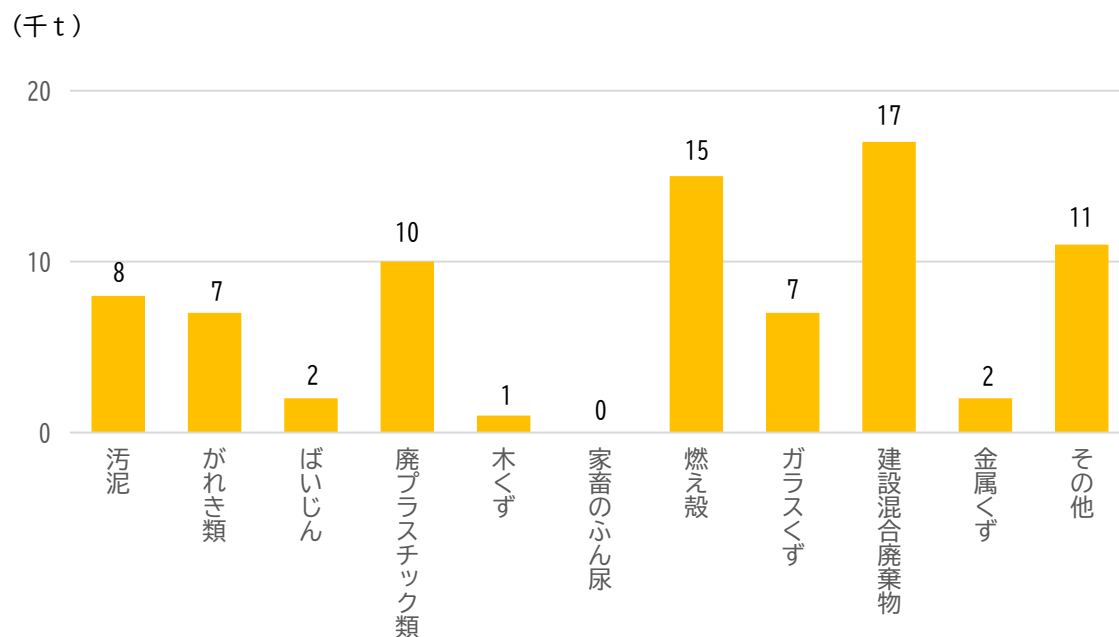
種類別処理状況（令和5年度）



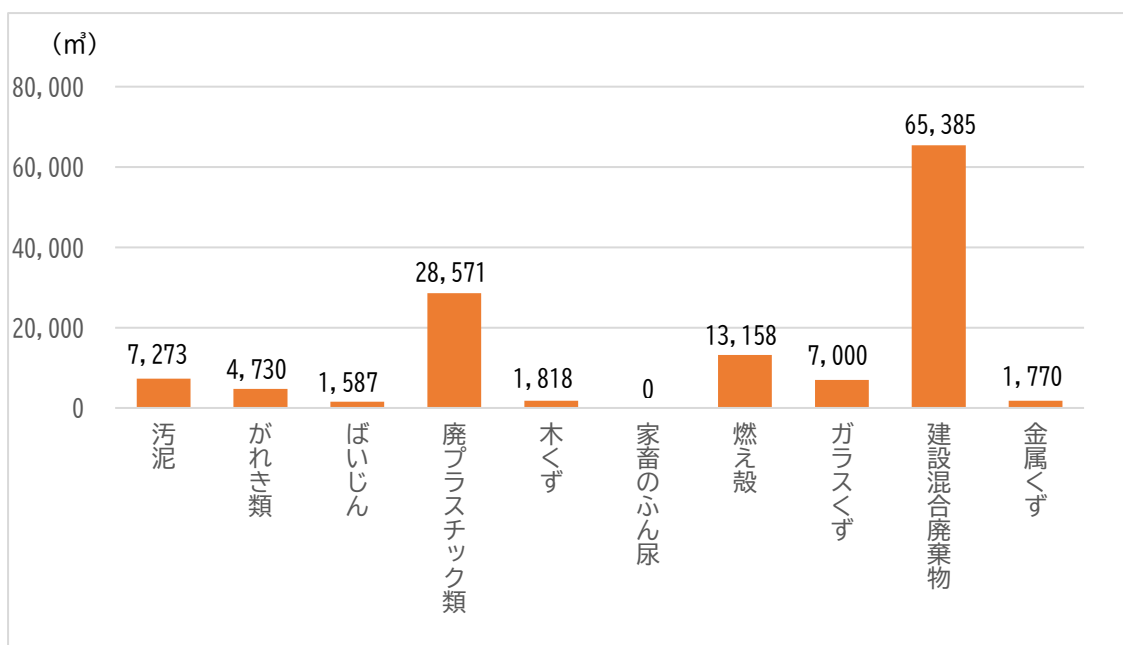
最終処分量の重量については、建設混合廃棄物が1万7千トンと最も多く、次いで燃え殻が1万5千トン、廃プラスチックが1万トンとなっています。

なお、参考として、最終処分量の重量を体積に換算した場合、建設混合廃棄物が65,385 m³と最も多く、次いで廃プラスチックが28,571 m³、燃え殻が13,158 m³となっています。廃プラスチックは重量が軽いことから、体積で見るとより多くの量が最終処分されていることとなります。

種類別最終処分量の重量〔千t〕（令和5年度）



(参考) 種類別最終処分量の体積〔m³〕（令和5年度）



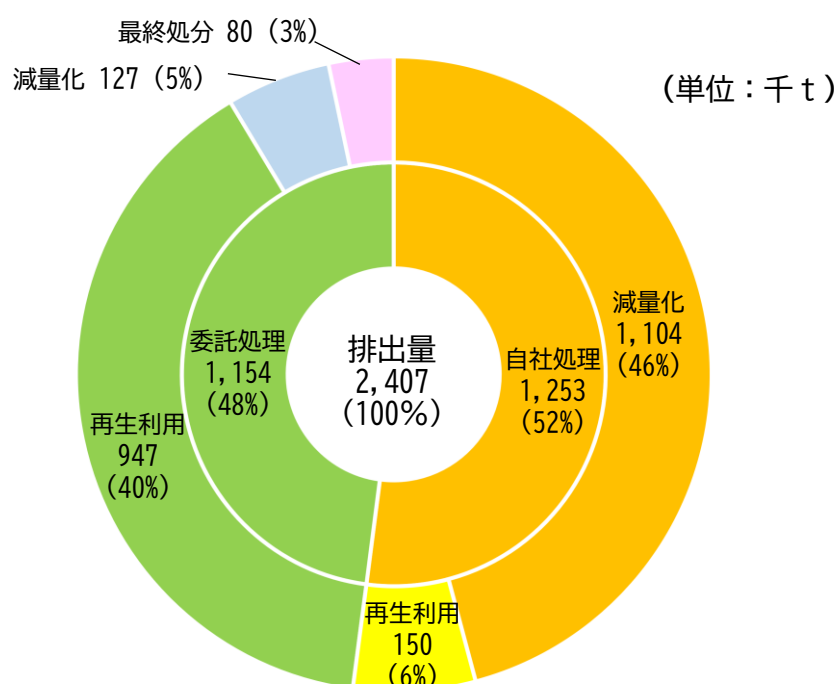
※換算係数 (t/m³、参考値) は、環境省通知 (H18.12.27 環廃産発第 061227006 号) および (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数」による。

(6) 委託処理の状況

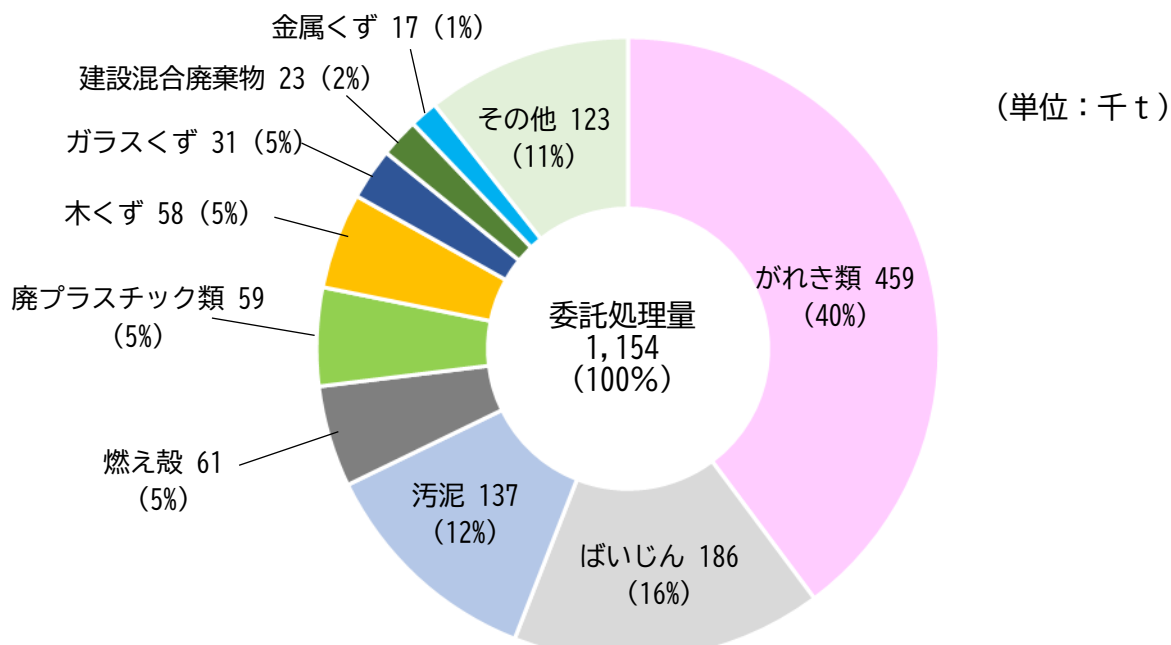
排出された産業廃棄物のうち52%は排出事業者が自ら処理を行い、主に脱水による減量化などが行われ、残り48%については、処分業者に委託処理され、主に再生利用されています。

また、委託処理される産業廃棄物を種類別に見ると、がれき類が全体の40%と最も多く、次いでばいじんが16%、汚泥が12%となっており、これら3種が委託処理量全体の約7割を占めています。

処理主体別内訳〔自社処理・委託処理〕(令和5年度)



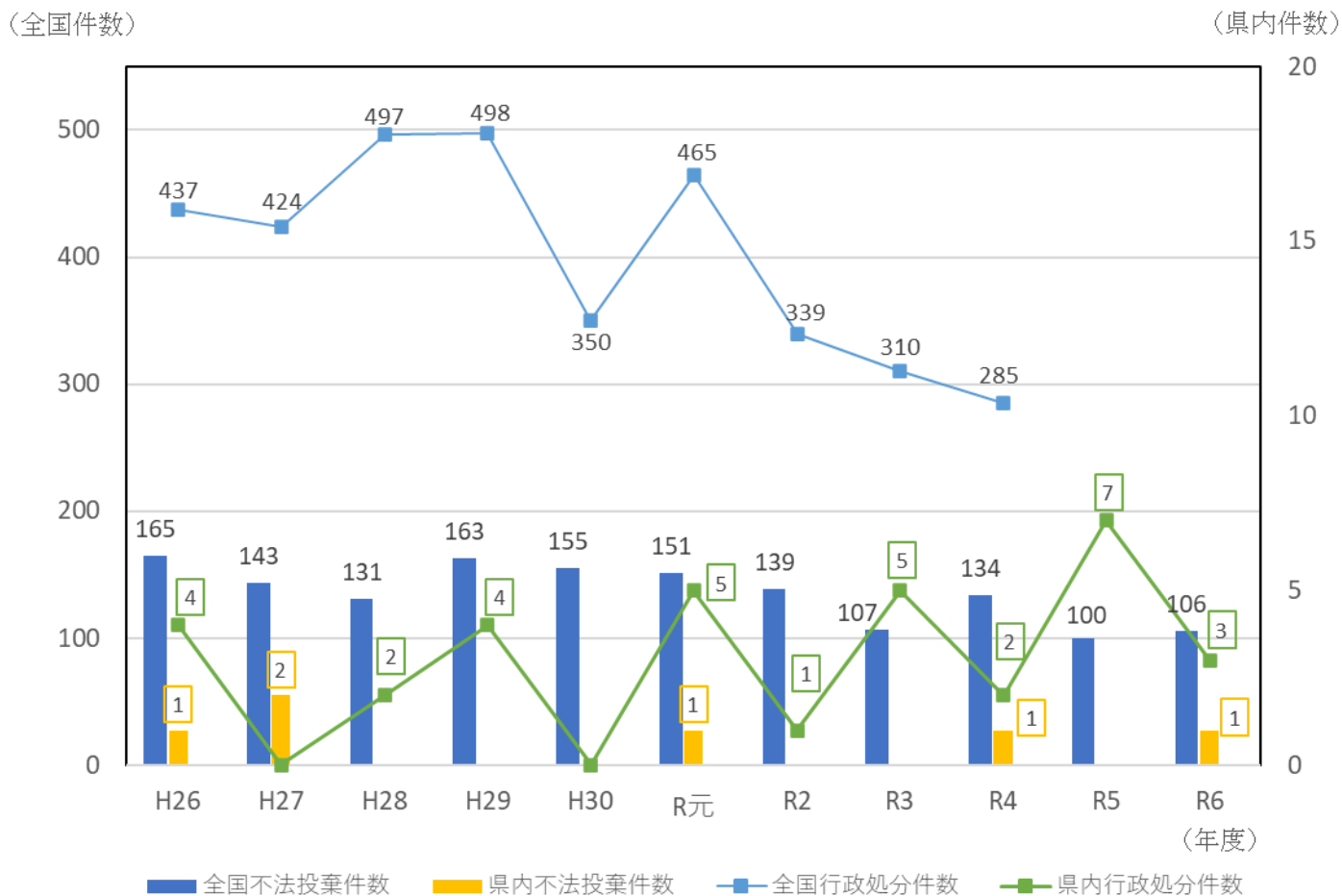
委託処理内訳〔種類別〕(令和5年度)



(7) 不法投棄等の状況

本県において、産業廃棄物の不法投棄（10トン以上）は、確認される年度もありますが、増加傾向にはありません。産業廃棄物の不適正処理に対する行政処分については、10件未満の状態が続いています。

不法投棄件数（10トン以上）および行政処分件数の推移



※令和元年度以降の県内の件数には福井市を含む。

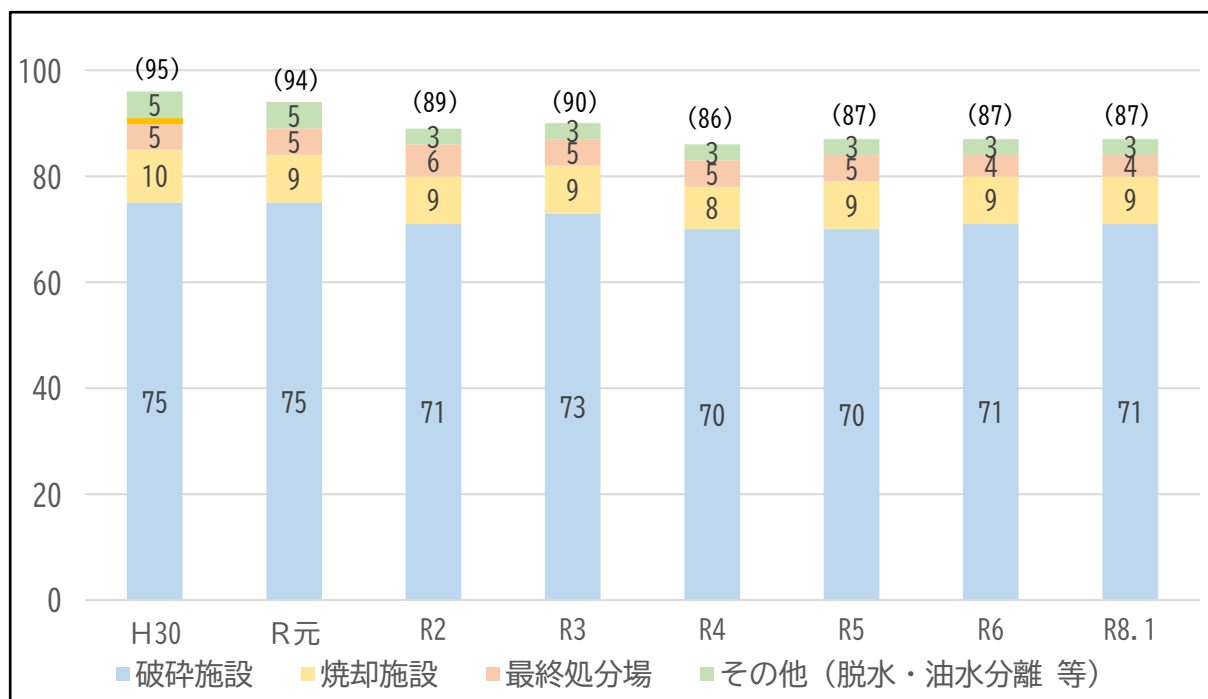
出典：福井県調べ

(8) 処理施設の状況

県内の令和8年1月末現在の産業廃棄物処理施設は、87施設（自社処理施設を除く。）あり、主なものは、がれき等の破碎施設、廃プラスチック等の焼却施設および最終処分場です。

(施設数)

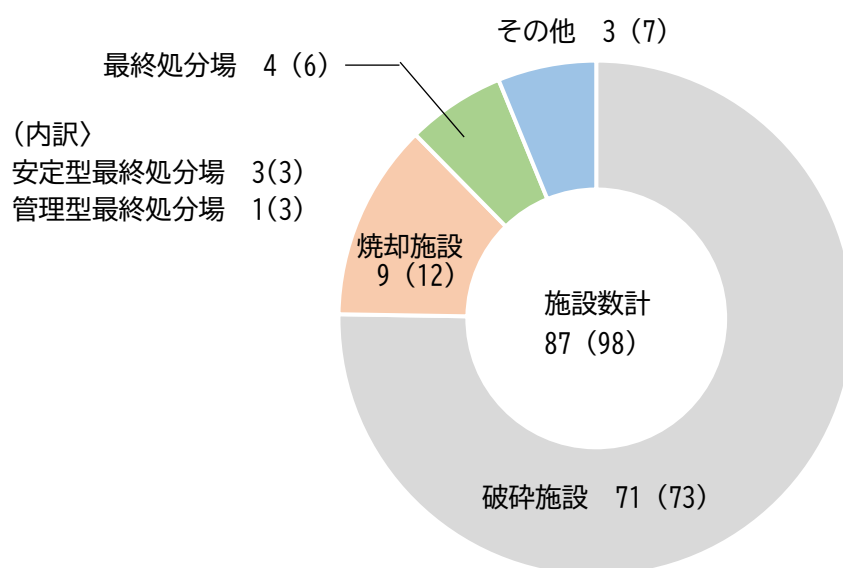
産業廃棄物処理施設の推移



() 内は施設数の合計

出典：福井県調べ

産業廃棄物処理施設の内訳（令和8年1月末現在）



※ () 内は自社処理のみを行う施設を含む。

出典：福井県調べ

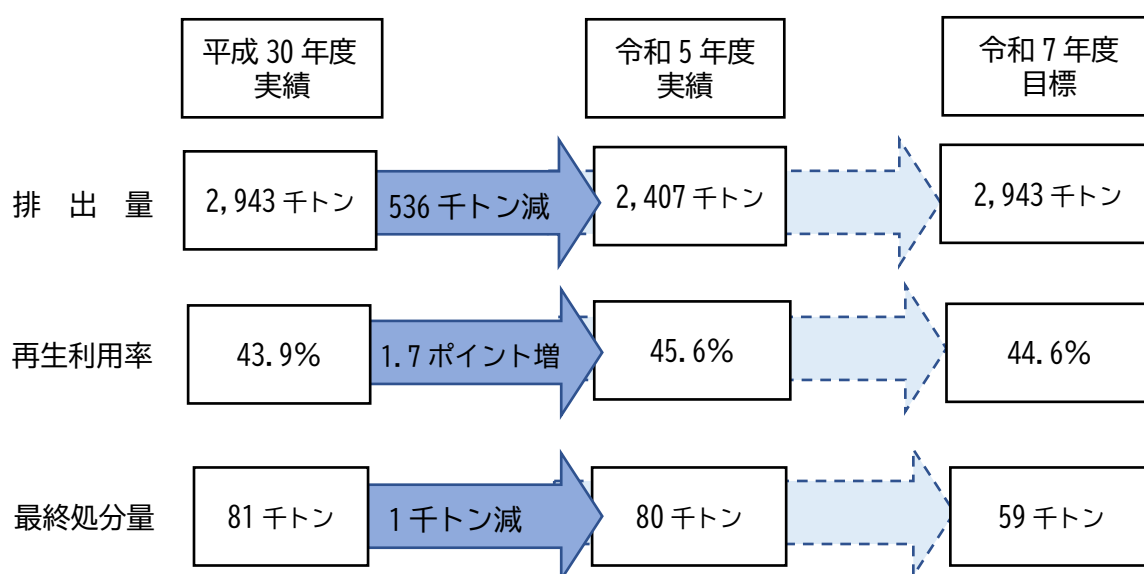
2 前回計画の評価

(1) 目標数値の達成状況

前回計画では、令和7年度の達成目標を、排出量294万3千トン、再生利用率44.6%、最終処分量5万9千トンと設定しました。

これに対し、令和5年度の実績をみると、排出量240万7千トン、再生利用率45.6%、最終処分量が8万トンとなっており、最終処分量は現在のところ目標達成に至っていない状況です。

最終処分量が目標値を上回っている主な要因としては、最終処分量の85%を占める製造業および建設業において、建設混合廃棄物、燃え殻、廃プラスチック、ガラスくずなどの再生利用や減量化が進んでいないことが考えられます。



(2) 前回計画の進捗状況

前回計画では、「排出抑制、再生利用および適正処理の推進」、「不適正処理の防止」、「事業者の優良化」および「安定した処理体制の確保」を重点施策とし、排出事業者に産業廃棄物の排出状況に応じて排出抑制、再生利用および適正処理の取組みを促すとともに、優良な処理業者の育成や積極的評価などの取組みを推進してきました。その進捗状況は次のとおりです。

① 排出抑制、再生利用および適正処理の推進

- ア. 業界団体、産業廃棄物処理団体、行政による「産業資源循環推進会議」開催
 ・ 廃プラスチックの再生利用や適正処理を推進するため、排出側の業界団体および（一社）福井県産業資源循環協会に参加を求め、分別方法、委託先などについて協議しました。

【参加した排出側業界団体、協議回数 2団体、計3回（令和8年1月末）】

イ. 多量排出事業者による自主的な排出抑制策の推進

- ・産業廃棄物の排出量が年間500トン以上の事業者（以下「多量排出事業者」という。）に対して、減量化計画と実績の提出を求めるとともに、再生利用や減量化を推進するための研修会を実施しました。

【減量化計画、実績報告提出事業者数 213業者（令和7年3月末）】

【研修会参加事業者数（累計） 350業者（令和4年度～7年度）】

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止

ウ. 中小規模排出事業者に対する適正処理と課題解決への支援

- ・産業廃棄物の排出量が年間500トン未満の事業者（以下「中小規模排出事業者」という。）を対象として、廃棄物の減量化や適正処理を推進するための研修会を実施しました。

【研修会参加事業者数（累計） 1,864業者（令和3年度～8年1月末）】

※ 令和3、4年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けWEBで実施

- ・産業廃棄物の再生利用や減量化にかかる課題について、具体的な提言を行うため、専門家との個別相談会や専門家の派遣を実施しました。

【相談会に参加した事業者数 1業者（令和3年度～4年度）】

【専門家を派遣した事業者数 5業者（令和5年度～7年度）】

エ. 県認定リサイクル製品の普及

- ・フクイ建設技術フェアにおけるブースの出展、排出事業者向け研修会などを活用して認定製品を広報しました。
- ・県発注工事において認定製品の率先利用を図るとともに、市町にも認定製品の活用を呼びかけ、公共工事等での利用促進に努めました。

【認定製品数 34製品（令和8年1月末）】

② 不適正処理の防止

ア. 充実した監視・指導体制の確保

- ・処理業者等に対する定期的な立入検査、監視パトロールを実施しました。
- ・土木・農林職員のほか、市町職員を県職員に併任し、処理業者等への立入検査権限を付与しました。

【対象職員数 市町69名、県114名（令和7年4月末）】

- ・県警から出向した警察官が、不適正処理等に対する監視指導を行いました。
- ・市町と連携し処理業者等への立入検査や合同パトロールを実施しました。
- ・年間を通じた計画的な監視パトロール（職員による休日パトロールや民間委託によるパトロール）を実施しました。

【民間委託業者による不法投棄通報件数 86件（令和6年度）】

- ・不法投棄重点監視地域等に監視カメラを設置しました。

【監視カメラ設置数 20台（令和7年10月末）】

イ. 不法投棄等への対応

- ・地域住民からの幅広い情報収集等により不法投棄等の早期発見を進め、市町・警察との連携による迅速な対応に努めました。また、地域住民等が行う不法投棄廃棄物の撤去活動を支援しました。

【不法投棄通報受理状況 23件（令和6年度）】

③ 事業者の優良化

ア. 優良な処理業者の育成

- ・廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可更新時に「優良産業廃棄物処理業者」の認定制度について説明し、優良認定の申請を促しました。
- ・県のホームページに優良産業廃棄物処理業者の一覧を掲載するとともに、フクイ建設技術フェアや排出事業者向け研修会などにおいて広報し、優良産業廃棄物処理業者の活用を呼びかけました。

【認定数 115業者（令和3年3月末）→161業者（令和8年1月末）】

イ. 優良な処理業者の積極的評価

- ・産業廃棄物のリサイクルや減量化など優良な取組みを行っている処理業者に対し、表彰を実施しました

【循環型社会形成推進功労者表彰（知事表彰） 6件（令和4年度～7年度）】

④ 安定した処理体制の確保

ア. 処理業者に対する地域住民等の理解促進

- ・地域社会や経済活動に欠かせない産業廃棄物処理の重要性について地域住民等の理解促進を図るため、処理施設を見学するバスツアーの実施や処理業者が行う地域貢献への取組みを支援しました。

【バスツアーの実施（累計） 7回、168人参加（令和4年度～7年度）】

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止

【地域貢献型産業廃棄物処理施設等整備補助金 1件（令和4年度）】

イ. （一財）福井県産業廃棄物処理公社の運営方針

- ・管理型処分場については、県内民間処分場の残余容量が十分にあること、県内産業廃棄物の処理が適切に行われていること等を踏まえると、現段階では増設する状況にはないと考えられるものの、引き続き県内の産業廃棄物の処理状況等の把握を継続しています。
- ・安定型処分場については、十分な残余容量があることから、埋立処分を継続しています。

(3) 今後の課題

前回計画では、主に排出事業者における排出抑制、再生利用などの取組みを推進してきました。産業廃棄物の排出量は抑制されているものの、最終処分量は横ばいの状況であるため、再生利用や減量化に関するさらなる取組みの推進が必要です。

再生利用や減量化の推進には、排出事業者だけでなく、処理業者と連携し、取組みの高度化や底上げを図ることが重要になるため、処理業者の優良化を進めることも必要になります。

また、人口減少や少子高齢化が進むなか、処理業者においても人手不足が懸念されることから、将来にわたり安定した処理体制を確保していくことが必要です。

さらに、不法投棄など不適正処理事案に対しては、引き続き多角的な方法により監視体制を強化し、違反態様に応じ厳正な措置を講じていく必要があります。

3 産業廃棄物の資源循環および適正処理の推進

(1) 基本的な考え方

令和6年8月に国が策定した「第五次循環型社会形成推進基本計画」においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会に移行するため、限りある資源を持続的に利用できるよう徹底した資源循環を図るとしています。

また、資源循環を推進するには、製造業・小売業等の動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業等の静脈産業との連携が新たな成長の鍵であり、両者の連携によりこれまで培われてきた技術力を一層効果的に活用することで、再資源化の高度化を目指すとしています。

産業廃棄物の排出を可能な限り減らし（排出抑制）、排出した廃棄物は極力ほかの資源等に活用し（再生利用）、それでも残る廃棄物は減量化などの中間処理を行い、適正な施設で処理するという資源循環を推進していくことが、本県における持続可能な経済活動を支え、生活環境の保全に大きく貢献します。

本計画においては、産業廃棄物の再生利用や動静脈連携を中心とした資源循環を推進するとともに、依然として発生する不法投棄や不適正処理を解決・防止するための体制強化などを目指し、次の重点施策を実施します。

① 資源循環の推進



産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量化など資源循環の推進に向け、排出事業者自らの取組みおよび排出事業者と処理業者が連携した取組みを進めます。

② 処理業者の優良化と情報発信



再生利用や減量化の高度化、底上げ等を進めるため、優良産業廃棄物処理業者（環境負荷低減に関する取組みを実施するなど通常の許可基準より厳しい基準をクリアした処理業者）の育成や、処分業者の再資源化等に関する情報発信を進めます。

③ 安定した処理体制の確保



将来にわたり、産業廃棄物の資源循環や適正処理ができるよう、安定した処理体制の確保を推進します。

④ 不法投棄・不適正処理の防止



不法投棄や不適正処理は依然としてなくなり、監視の目を緩めると増加に転じるおそれもあることから、監視体制を強化します。

(2) 重点施策



① 資源循環の推進

近年、本県においては産業廃棄物の排出量は抑制されており、再生利用率と減量化率との合計については約97%の高い水準で推移し、そのうち再生利用率はおおむね40～45%を占めています。

一方、最終処分量は横ばいの状況となっていることから、今後もさらなる排出抑制、再生利用、減量化など資源循環を推進することが必要です。

区 分	平成 20年度	平成 25年度	平成 30年度	令和 5年度
排出量 (千トン)	3,525	2,895	2,943	2,407
再生利用率+減量化率 (%)	97.8	97.8	97.3	96.7
再生利用率 (%)	40.2	45.2	43.9	45.6
減量化率 (%)	57.6	52.6	53.4	51.1
最終処分量 (千トン)	74	63	81	80

令和6年度に実施した福井県産業廃棄物実態調査において、最終処分量の抑制等に関する意見として排出事業者からは、「再生利用や減量化に関する知識・情報が不足している。」、「再生利用等を実施する処理業者の情報が不足している。」、「排出事業者における優良事例の提供が必要」、「優良認定処理業者の育成と情報提供が必要」といったものが多い状況にあります（回答率は約60%。840社のうち493社が回答）。

こうした状況を踏まえ、排出事業者における資源循環に関する取組みを支援するとともに、排出事業者と処理業者との動静脈連携を強化するための施策を実施していきます。

ア. 資源循環や動静脈連携の推進に関するセミナー開催

排出事業者および処理業者への個別訪問を実施し、資源循環に関する優良事例や取組みの状況を把握したうえで、排出事業者、処理業者、国、県など関係者が参加するセミナーを実施します。

排出事業者の優良事例、処理業者の取組状況などの情報を提供・共有することで、排出事業者だけではなく、関係者が連携する必要性などを確認し、資源循環に関する取組みを推進していきます。

イ. 多量排出事業者による取組みの推進

県内約4万事業所のうち、多量排出事業者は約200事業所であり、県全体の産業廃棄物の約6割を排出している状況です。

産業廃棄物の発生量が年間1千トン以上となる事業所を設置している多量排出事業者は、廃棄物処理法に基づき、廃棄物の処理計画の策定と実施状況の報告が義務付けられています。

本県では、さらに年間500トン以上の産業廃棄物を発生する事業所を設置している多量排出事業者にも計画や実施状況の報告を求めています。

また、年間1千トン以上を排出する多量排出事業者については、処理計画および実施状況の報告内容をホームページにおいて公表しています。

今後も引き続き、多量排出事業者に計画や実施状況の報告を求め、資源循環に関する取組みを推進します。

ウ. 中小規模排出事業者による取組みの推進

県内の健康福祉センターごとに、中小規模排出事業者を対象とした研修会を開催し、廃棄物処理法の改正に関する情報や国の動向のほか、排出抑制、再生利用、減量化に関する情報提供も行い、適正処理とともに、資源循環に関する取組みを推進します。

中小規模排出事業者はその数が多いことから、製造業、建設業など産業廃棄物の最終処分量が多い業界ごとに実施するなど、開催方法を工夫していきます。

エ. 専門家派遣による課題解決を強化

排出事業者の個々の実情に応じた、排出抑制、再生利用、減量化に係る課題解決に向け具体的な提言ができるよう、これまで中小規模排出事業者を対象として、資源循環に関する専門家を派遣してきたところです。

専門家派遣により廃棄物の再生利用や減量化の方法など効果的な提言が実施できていることから、今後は多量排出事業者にも派遣を行い、資源循環に関する取組みを支援します。

また、上記アに記載したセミナーなど排出事業者が集まる機会をとらえ、専門家への相談会を実施し、活用機会の拡大を図ります。

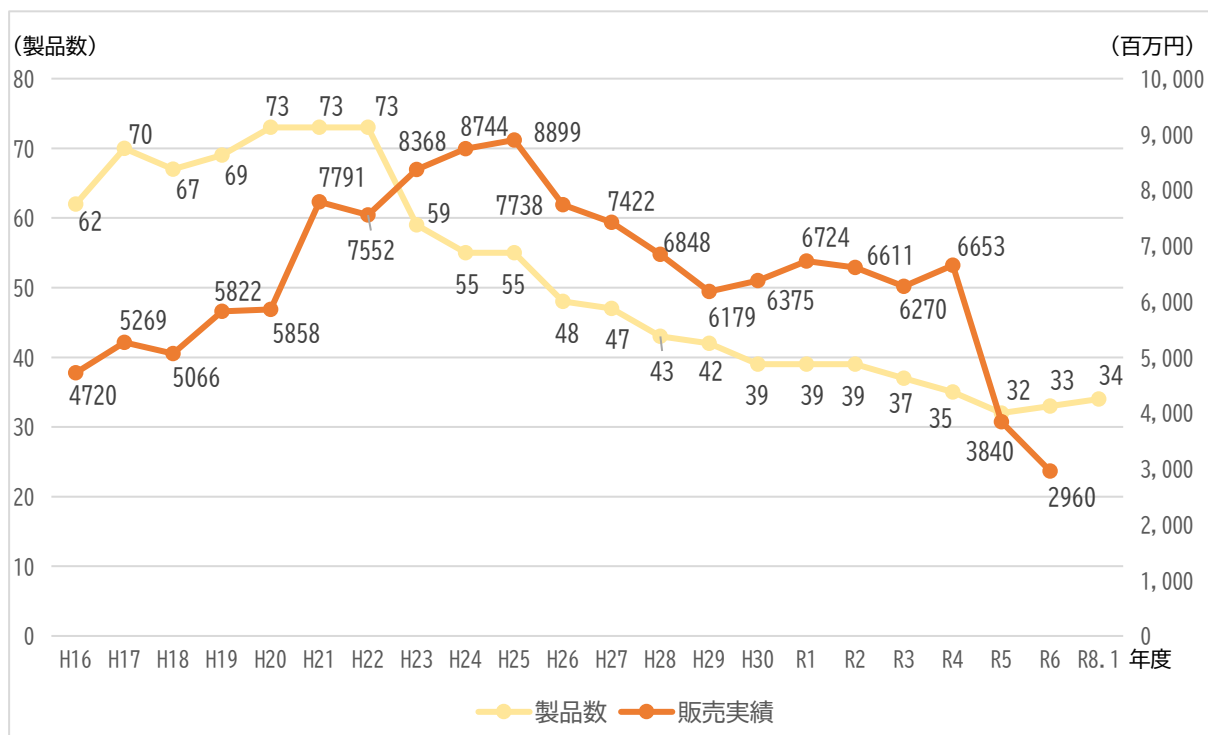
オ. 県認定リサイクル製品等の普及

「福井県リサイクル製品認定制度」は、県民や事業者の方と共に循環型社会の形成を進めていくために、県内で発生した再生資源を利用し、県内で製造された一定の基準を満たすリサイクル製品を県が認定し、PRを行ってリサイクル製品の利用を促進するものです。

令和8年1月末現在で34件が認定されています。今後は使用事例を新たに取りまとめ、公共工事発注機関や民間事業者に広くPRすることや、販路開拓や販売促進の取組みを行う製造業者への支援を検討します。

こうした施策等を通じ、認定リサイクル製品をはじめ再生資源のさらなる利用促進を図っていきます。

認定リサイクル製品の製品数と販売実績の推移



出典：福井県調べ

※ 令和5年度および6年度については、工場における火災により製品の製造ができなかった事業者があったため、販売実績が減少



② 処理業者の優良化と情報発信

令和8年1月末で、産業廃棄物の収集運搬業許可業者数は2,165、処分業許可業者数は135となっており、このうち環境負荷低減に関する取組み、遵法性や事業の透明性など通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良産業廃棄物処理業者[※]は、実数で161業者となっています。

処理業者の推移（各年度末件数）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 8年1月末
収集運搬業者	1,880	1,918	1,994	2,049	2,096	2,165
処分業者	136	137	137	134	133	135
優良産業廃棄物 収集運搬業	115	124	126	147	148	159
優良産業廃棄物 処分業者	6	6	6	6	7	7

出典：福井県調べ

※ 優良産業廃棄物処理業者

環境負荷低減に関する取組み、遵法性、事業の透明性、電子マニフェスト、財務体質の健全性について、基準に適合している収集運搬業者および処分業者。廃棄物処理法に基づき、都道府県知事等が認定します。認定を受けると、産業廃棄物処理業の許可期間が5年から7年に延長されます。

排出事業者と処理業者との動静脈連携による資源循環を推進するには、処理業者における再生利用や減量化について果たす役割が大きくなります。

本県では、優良産業廃棄物処理業者の認定数は増えているものの、許可業者に占める割合が低い状況であるため、再生利用や減量化の高度化や底上げ、動静脈連携による資源循環を推進するため、処理業者の優良化を進めます。

また、排出事業者が再生利用や減量化に関する取組みを実施している県内の処分業者等と連携することができるよう、情報を収集し、発信していきます。

ア. 優良産業廃棄物処理業者の育成

(ア) 優良産業廃棄物処理業者の認定取得を促進

優良産業廃棄物処理業者の認定を受けるには、「エコアクション21」や「ISO14001」の認証が必要になります。

これらの認証を受けると、環境負荷の低減につながる活動を実施し、その成果の確認が必要になるため、産業廃棄物の再生利用や減量化を担っている処分業者においては、資源循環に積極的に取り組むことが期待できます。

このため、「エコアクション21」や「ISO14001」の認証を支援するなど処分業者の優良化を進めます。

(イ) 優良産業廃棄物処理業者へのインセンティブ

優良産業廃棄物処理業者への委託のメリット（環境に配慮した事業活動を行っているアピールポイントになること等）について、従来から、排出事業者に対し、講習会やホームページ等において周知してきました。

これに加え、今後は関係者が集まるセミナーにおいて、優良産業廃棄物処理業者と商談できるブースを設け、排出事業者に自らの事業内容や技術などを売り込める機会を創出するなど、さらなるインセンティブの付与を検討していきます。

イ. 再生利用に関する取組等の情報発信

(ア) 処分業者の再生利用に関する情報を収集・発信

令和7年11月21日に施行された「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」において、年間10,000トン以上の産業廃棄物を処理する処分業者と年間1,500トン以上の廃プラスチックを処理する処分業者は、再資源化に関する取組内容を国に報告することが必要になり、国はその内容を公表することとしています。

さらに、本県としては報告対象となった処分業者に個別訪問を実施するなど再生利用に関する具体的な情報も把握したいと考えています。

こういった情報を積極的に発信することで、排出事業者と処分業者が連携しやすい環境を構築し、県内における再生利用や減量化の高度化や底上げを推進していきます。

(イ) 優れた処理業者の表彰

産業廃棄物の再生利用や減量化について優良な取組みを行い、優れた効果を上げた処理業者を引き続き表彰するとともに、その取組みを広く紹介します。



③ 安定した処理体制の確保

産業廃棄物処理施設は、持続的な経済活動や循環型社会の形成に欠かすことができない重要な基盤となるものです。

令和8年1月末現在、廃棄物処理法に基づく許可を受けている産業廃棄物処理施設（自社処理施設を除く。）は87施設、処分業者は135業者となっております。

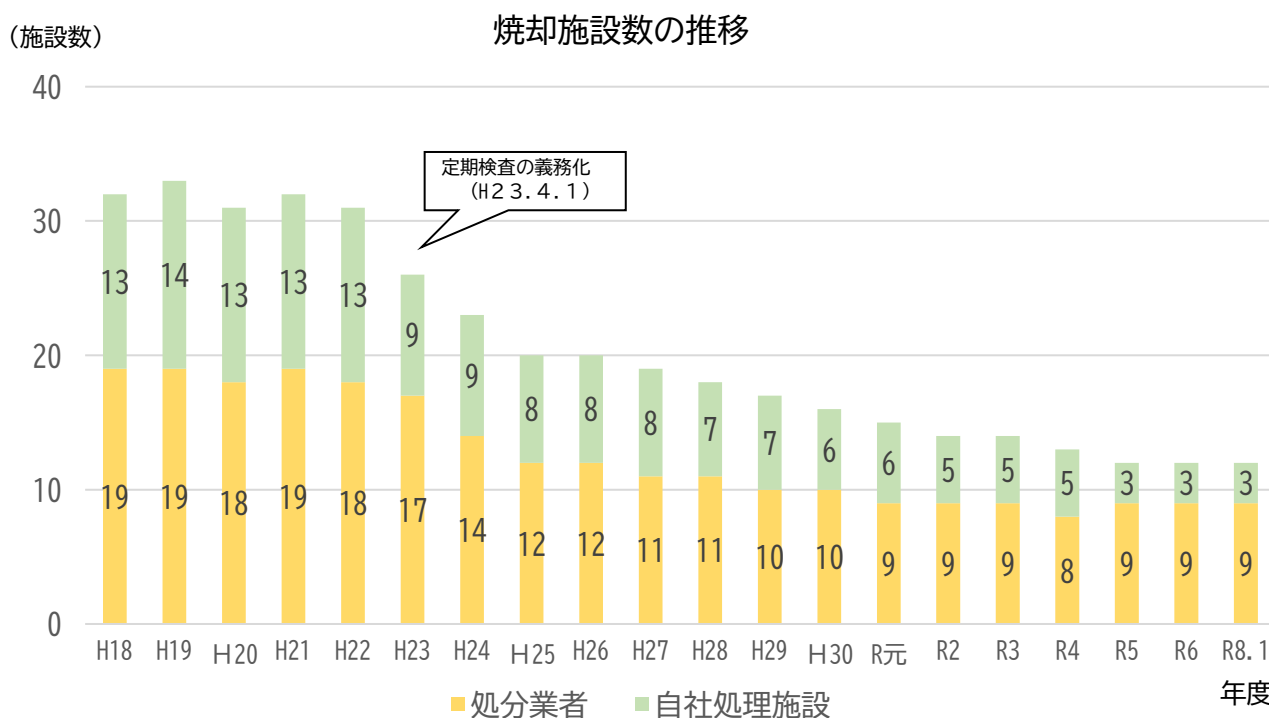
また、県内における産業廃棄物処理施設数は減少傾向であるものの、焼却施設については、産業廃棄物の処分を主たる事業としている事業者の処理能力が向上しており、安定型最終処分場および管理型最終処分場については、いずれも残余容量が10年以上ある状況であり、現時点では処理体制を確保できています。

今後、人口減少や少子高齢化が進むなか、将来にわたり産業廃棄物の資源循環や適正処理ができるよう、地域住民の理解と信頼のもと、安定した処理体制を確保していくことが必要になります。

ア. 焼却処理体制

県内における焼却施設の数、定期検査の導入など法規制の強化、施設自体の老朽化などにより、全体として徐々に減少しています。

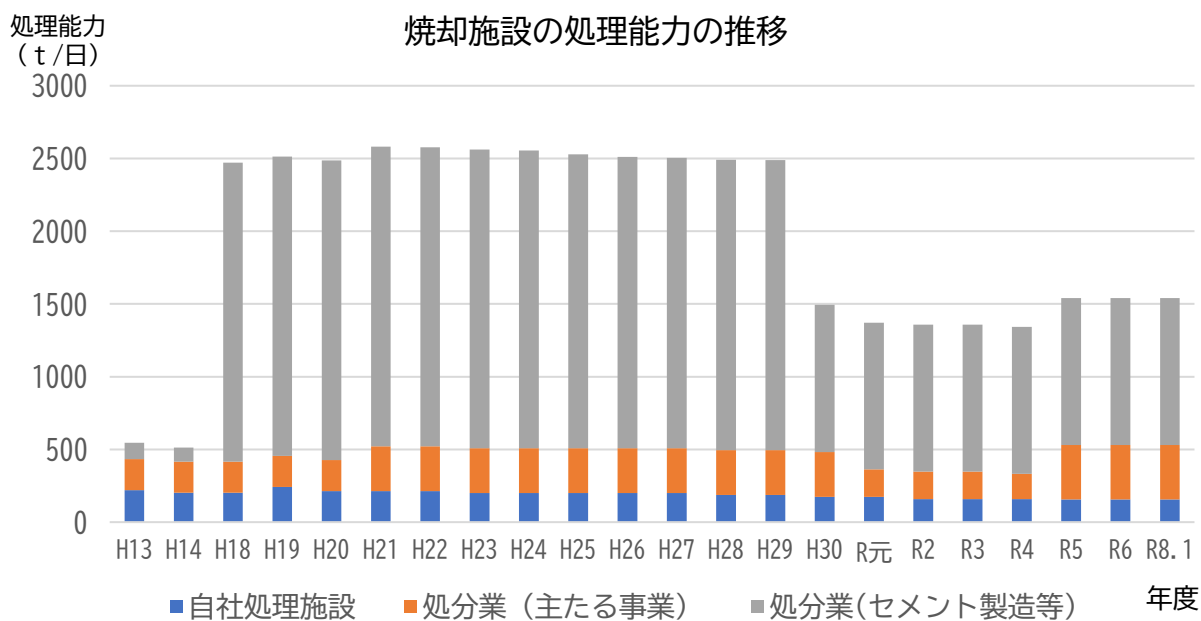
処分業者が設置する焼却施設の数については、近年横ばいの状況となっておりますが、新たな焼却施設の設置が計画されています。



出典：福井県調べ

また、県内の焼却施設の処理能力を見ると、県内のセメント製造会社など産業廃棄物の処分を主たる事業とはしていない事業者の処理能力が大きな割合を占めており、特に、平成30年度の処理能力の減少は、セメント製造会社の製造工程の変更に伴い焼却施設が廃止されたことによるものです。

一方、産業廃棄物の処分を主たる事業としている事業者の処理能力は、令和5年度に大型の焼却施設が設置されたことから、令和4年度と比較し、約2倍上昇しています。



出典：福井県調べ

イ. 埋立処分体制

県内における最終処分場について、安定型最終処分場は、民間事業者が2施設、(一財)福井県産業廃棄物処理公社が1施設を運営しています。

また、管理型最終処分場は、令和2年9月より民間事業者1施設が運営を開始しています。(一財)福井県産業廃棄物処理公社が運営していた1施設は、同年12月に受入れを終了しました。

最終処分場の状況

	安定型最終処分場 [※]		管理型最終処分場 [※]
	うち県産廃公社		
施設数	3施設		1施設
	1施設		
許可容量	648,618m ³		537,241m ³
	537,000m ³		
残余容量	173,924m ³		395,399m ³
	106,662m ³		
残余年数	約17年		約14年

※ 令和7年3月末時点

出典：福井県調べ

ウ. 処理業者におけるイメージアップや人材確保の取組みを促進

処理業者が円滑に事業を進めていくためには、廃棄物処理に関する地域住民等の理解を得ることが重要であり、特に廃棄物処理施設を設置し、産業廃棄物の再生利用や減量化、最終処分を担っている処分業者については、イメージアップを図っていくことが必要と考えられます。

また、人口減少や少子高齢化が進むなか、処理業者において人材確保が進まなければ、県内における資源循環の推進や適正処理への支障が懸念されます。

このため、見学会、PR動画作成、就職説明会出展など処分業者が実施するイメージアップや人材確保に関する取組みを支援します。

さらに、産業廃棄物処理業における人材確保に当たっては、若年層への啓発や周知も重要になります。このため、(一社)福井県産業資源循環協会と連携するなどして職場体験の受入れが可能な優良産業廃棄物処理業者のリストを作成し、県内の小中学校に提供することにより、小学生や中学生が産業廃棄物処理業の仕事を体験できる機会の創出を図ります。

エ. 電子マニフェストの活用による業務効率化を促進

安定した処理体制を確保するには、イメージアップや人材確保に関する取組みに加え、業務効率化に関する取組みを促進することも重要です。

「第五次循環型社会形成推進基本計画」においては、業務効率化が期待できる電子マニフェストについて、産業廃棄物委託処理量に対する利用割合(捕捉率)を令和12年度までに75%にするとの目標を定めています。

本県では、排出事業者や処分業者に比べ、収集運搬業者による導入が進んでいないことを踏まえ、電子マニフェストの導入を促し、業務効率化を図ります。また、排出事業者に対しても研修会等を通じ、廃棄物処理を委託する際には電子マニフェストを活用するよう周知していきます。

【電子マニフェスト制度】

マニフェスト制度とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際、処理業者に帳票(マニフェスト)を交付し、処理終了後に処理業者からその旨を記載した帳票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理の確保を図るものです。

電子マニフェストは、紙製のマニフェストに代えて、ネットワーク上で、電子データによってやりとりするものになります。排出事業者、処理業者における事務の効率化や情報管理の合理化に加え、偽造がしにくいため、都道府県や政令市における廃棄物処理の監視の効率化や不適正処理の原因究明の迅速化に役立つなどのメリットがあります。

なお、電子マニフェストで一連の手続を実施するには、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の全てで利用が必要になります。

オ. (一財) 福井県産業廃棄物処理公社の運営方針

(一財) 福井県産業廃棄物処理公社は、昭和53年の設立以来、民間の産業廃棄物処理を補完し、県内の産業廃棄物の適正処理体制を確保する役割を担ってきました。県内では民間による廃棄物処理が進んでおり、今後もこれらの動向を踏まえながら運営していきます。

管理型最終処分場については、県内の産業廃棄物の発生状況や民間処分場の処理状況等を確認しつつ、増設の必要性について検討を行います。

安定型最終処分場については、残余容量が10年以上(令和8年1月現在)と見込まれており、引き続き埋立てを継続し、県内の産業廃棄物の適正処理を推進していきます。



④ 不法投棄、不適正処理の防止

産業廃棄物の不法投棄（10トン以上）は、確認される年度もありますが、増加傾向にはありません。一方、10トン未満のものは毎年度発生し10件を超える年度もある状況です。また、行為者の約4割が排出事業者となっています。

過去に敦賀市の民間最終処分場において発生した大規模な不適正処理事案を教訓として、監視・情報収集体制の確保、市町・警察など関係機関との連携などの取組を実施しているところですが、依然として発生する不法投棄を防止するため、引き続き監視活動等の取組が必要です。

このため、ドローンの機動力を活かしたパトロールやソーシャルネットワークキングサービス（SNS）の導入による通報窓口の拡充などにより効率的・効果的な対策を推進し、不法投棄等の不適正処理の防止、早期対応策を実施していきます。

不法投棄の発生件数

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
10トン以上	1	2	0	0	0	1	0	0	1	0	1
10トン未満	4	7	4	7	8	8	4	13	3	6	13
計	5	9	4	7	8	9	4	13	4	6	14

不法投棄の行為者別の件数

		排出事業者	許可業者	行為者不明	合計
平成26年度 ～令和6年度	10トン以上	4	2	—	6
	10トン未満	30	3	44	77
	総件数 (%)	34 (41)	5 (6)	44 (53)	83

出典：福井県調べ

ア. 充実した監視・指導体制の確保

監視の目を緩めることなく広域かつ網羅的な監視・指導を継続していきます。

- 産業廃棄物処分業者等に対する定期的な立入検査、監視パトロールの実施
- 土木・農林職員のほか、市町職員を県職員に併任し、産業廃棄物処分業者等への立入検査権限を付与
- 県警から出向した警察官が、不適正処理等に対する監視指導を実施
- 市町と連携し産業廃棄物処分業者等への立入検査や合同パトロールを実施
- 年間を通じた計画的な監視パトロール（職員による休日パトロールや民間委託によるパトロール）を実施

イ. 不法投棄等への対応

地域住民からの幅広い情報収集や市町、警察、関係機関との緊密な情報交換に努め、不法投棄等が発見された場合は、市町や警察と連携して迅速に対応します。

- 行政と森林組合、内水面漁協等で構成する不法処理防止連絡協議会を設置し、情報交換や合同パトロール、不法投棄廃棄物の撤去事業を実施
- 「不法投棄110番」(0776-20-0584)を設置し、県民からの情報提供や相談を受け付ける体制を整備
- 自然公園管理協力員や鳥獣保護巡視員等の不法投棄等連絡員やポイ捨てゼロ宣言登録事業所に対し、不法投棄等の情報提供を依頼

(令和7年10月末現在 連絡員67名、登録事業者192業者)

また、県境を越えた広域的な産業廃棄物の運搬に伴い、悪質・巧妙化する不法投棄等の事案に対応するため、隣県と連携した広域監視体制や県警ヘリコプターによるスカイパトロールを継続して実施していきます。

- 石川県との連絡会議における情報交換や合同越境監視パトロール(国道364号線、157号線)の実施
- 廃棄物運搬車両に対する隣県との共同路上検査の実施
- 県警ヘリコプターによるスカイパトロールの実施

ウ. 効率的・効果的な対策の推進

不法投棄重点監視地域等における監視カメラの設置や不法投棄現場等に対する監視パトロール活動にドローンを活用するとともに、SNSを活用した不法投棄等の通報窓口拡充を推進します。

(令和7年10月末現在 監視カメラ20台設置)

また、市町と地域住民等が連携して行う不法投棄廃棄物の撤去活動を支援していきます。



(3) 重点施策以外の施策

① PCB廃棄物の適正処理

PCB廃棄物については、PCB特別措置法により、保管事業者による都道府県等への届出や期限までの適正処理の履行が義務付けられています。

低濃度PCB廃棄物は、無害化処理認定施設や都道府県知事等許可施設で処理することとされており、期限は令和9年3月31日となっています。

一方、高濃度PCB廃棄物は、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」により、本県においては北海道室蘭市内の処理施設で処理していましたが、令和7年11月1日をもって処分可能な期間は終了しました。

国は、今後のPCB廃棄物の管理、処理の体制などについて検討を進めているところであるため、国の動向を注視し、引き続きPCB廃棄物の適正処理を図っていきます。

【PCB廃棄物】

PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは、油状の物質で、熱で分解しにくく、不燃性・電気絶縁性があるなどの特性があることから、高圧の変圧器やコンデンサの絶縁油として広く使用されました。

しかし、昭和43年のカネミ油症事件を契機に、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降、製造は中止されています。

- ・高濃度PCB廃棄物 PCB濃度が5,000mg/kgを超えるもの
- ・低濃度PCB廃棄物 PCB濃度が5,000mg/kg以下のもの

② 太陽光パネルの再生利用、適正処理

地球温暖化対策等のため急速に普及が進んでいる太陽光パネルについては、寿命が20～30年程度であり、2030年代後半には使用済み太陽光パネルの排出量が大幅に増加すると想定されています。

「第五次循環型社会形成推進基本計画」においては、使用済み太陽光パネルのリユースやリサイクルを促進・円滑化するため、義務的リサイクル制度の活用を含め引渡しと引取りが確実に実施される新たな仕組みの構築に向け検討を進めていくこと、リサイクル技術の高度化を含め3Rに関する技術開発・設備導入を促進していくことなどが示されています。

また、令和7年12月に国が策定した「大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージ」においても、適切な廃棄やリサイクルが確保されるよう実効的な制度整備を進めること、リサイクル費用低減に向けた技術開発やリサイクル設備の導入等への支援を行うことが示されています。

今後の国の動向を把握し、使用済み太陽光パネルのリユースやリサイクルに関する先行事例や処理技術に関する情報を収集・関係者に提供するなど、使用済み太陽光パネルの再生利用や適正処理を図っていきます。

③ 金属スクラップヤード等への対応

全国の一部地域では、有償で売買される金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共用水域や土壌の汚染、火災の発生等が確認されています。

現行の廃棄物処理法では対応が困難となっているこうした問題に対処するため、国は環境対策が不十分な金属スクラップヤード等を規制する法制度の内容について、検討を進めているところです。

県ではこれまで、金属スクラップヤード等について地域の住民から通報、相談があった場合は、産業廃棄物が保管されていないかの調査や保管されているものが有価物である場合は、騒音、振動等に関する法令に基づいて事務を行う地元自治体と合同で立入検査を実施し、必要に応じて指導や要請を行ってきました。

金属スクラップヤード等の規制に関する国の検討結果を注視するとともに、引き続き地元の市や町と連携し、生活環境の保全を図っていきます。

④ 石綿（アスベスト）廃棄物の適正処理

アスベスト廃棄物は、昭和30年代から50年代にかけて造られた建築物の解体が進むことにより、今後も継続的な発生が予想されます。

そのため、建築物の解体工事現場への立入検査等を実施し、アスベスト廃棄物の適正処理の確保が図られるよう、排出事業者等を指導していきます。

【石綿（アスベスト）】

石綿（アスベスト）は、天然の鉱物繊維で、耐熱性等に優れているため多くの製品に使用されてきましたが、発がん性等の健康影響が問題となり、種類によっては、製造・使用が禁止されています。

アスベスト廃棄物には、飛散性のアスベスト廃棄物（廃石綿等：吹付け石綿等）と非飛散性のアスベスト廃棄物（石綿含有産業廃棄物：アスベストを0.1%超含有するスレート外装材等）とがあり、それぞれ処理基準が廃棄物処理法で定められています。

⑤ 水銀廃棄物の適正処理

水銀廃棄物については、平成27年の廃棄物処理法施行令の改正により、新たに「廃水銀等」、「水銀含有ばいじん等」、「水銀使用製品産業廃棄物」の区分が設けられ、その処理について他の廃棄物とは異なる特別な基準が設けられています。

そのため、水銀廃棄物について、処理業者への立入検査等により処理基準等の適切な運用を指導していきます。

【水銀廃棄物】

水銀は照明、体温計など医療用計測機器、ボタン電池など国内で広く使用されていましたが、水俣病などの健康被害が問題となり、平成25年10月に「水銀による水俣条約」が採択され、同条約の国内担保法である「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の成立と併せ、廃棄物処理法施行令が改正されました。

水銀廃棄物の処理においては、マニフェストや委託契約書等において、「水銀含有ばいじん等」や「水銀使用製品産業廃棄物」など、水銀を含有する廃棄物を別記する必要があるほか、水銀体温計など一部の製品（廃棄物）については回収義務が課されるなど、特別な措置が必要となっています。

4 産業廃棄物の排出抑制等の目標

	令和5年度 実績	令和12年度 予測値	令和12年度 目標値
排出量	2,407千トン	2,534千トン	2,407千トン
再生利用率+減量化率	96.7%	96.7%	97.5%
再生利用率	45.6%	43.2%	46.4%
(減量化率)	(51.1%)	(53.5%)	(51.1%)
最終処分量	80千トン	82千トン	59千トン

目標設定に当たっては、国の基本方針（第五次循環型社会形成推進基本計画と整合性をもって策定）に掲げる目標および本県が実施した産業廃棄物実態調査の結果を参考にすることとします。

(1) 排出量

廃棄物処理法の基本方針では、令和12年度における国全体の産業廃棄物の排出量について、令和4年度の排出実績約3億7千万トンから約1%の増加となる、約3億7千4百万トンとすることとしています。

一方、本県が令和6年度に実施した産業廃棄物実態調査において、人口や製造品出荷額などの推移に基づき推計した令和12年度の排出量の予測値は、主に製造品出荷額の増加を見込んだ結果、253万4千トンであり、令和5年度の排出量との比較では、約5.3%増となっています。

今後は、舞鶴若狭自動車道の4車線化などの公共工事、使用済み太陽光パネルの発生など産業廃棄物の増加要因があるものの、排出事業者における排出抑制の取組みが進んでいることから、令和12年度の排出量は、現状の240万7千トン内に抑制することを目指します。

(2) 再生利用率および減量化率

減量化率については、排出量の過半を占める汚泥の脱水による減量化の影響が大きく、令和12年度における排出量の目標は、令和5年度の実績である240万7千トン内に抑制することを目指すことから、減量化率は現状の51.1%を維持することを目指します。

一方、再生利用率については、最終処分量が多く、最終処分率（排出量に対する最終処分量の割合）も高い、建設混合廃棄物、燃え殻、廃プラスチック、ガラスくずを中心に再生利用を進めることで改善する余地があります。このため、令和5年度の実績を踏まえ、令和12年度における再生利用率と減量化率との合計を97.5%に引き上げ、減量化率を除いた再生利用率は46.4%に改善することを目指します。

(3) 最終処分量

(2) のとおり、再生利用率と減量化率との合計は97.5%を目指すことにより、最終処分率を2.5%に引き下げ、最終処分量は前回の計画に引き続き、5万9千トンを目指します。

(参考)

排出量 240万7千トン (100%)

再生利用量 (率) 111万7千トン (46.4%)	減量化量 (率) 123万トン (51.1%)	最終処分量 (率) 5万9千トン (2.5%)
再生利用量+減量化量 (率) 234万7千トン (97.5%)		

※ 再生利用量、減量化量、最終処分量の合計が排出量と一致しないのは、端数処理の関係による。

IV 進行管理

1 進行管理

毎年度、実態調査の実施等により、一般廃棄物や産業廃棄物の実態把握に努めます。目標の達成状況や各種施策の実施状況について、ごみ減量化推進会議や環境審議会への報告等により検証を行います。

なお、廃棄物をめぐる動向の著しい変化等、計画の前提となる諸事情が変化した場合や、計画の検証により施策に見直しが必要となる場合には、計画期間内においても適宜見直しを行います。

2 進捗状況の公表

目標の達成状況や計画の進捗状況について、県の環境白書等により公表します。

福井県廃棄物処理計画策定検討会委員・検討経過

【委員】

氏名	所属・役職
内麻 良恵	福井県民生活協同組合 CSR 推進室 兼 イノベーション推進室 専任部長
奥村 充司	福井工業高等専門学校 非常勤講師
清島 純子	福井県商工会女性部連合会 会長
齊藤 香	福井市環境事務所 所長
嶋田 浩昌	福井県経済団体連合会 専務理事
谷崎 晃	一般社団法人 福井県産業資源循環協会 会長
田村 洋子	福井県連合婦人会 会長
仁保 めぐみ	福井県廃棄物減量化等アドバイザー
藤本 努	敦賀市環境政策課 課長
◎山本 博文	福井大学教育学部 特命教授

◎委員長

(敬称略50音順)

【検討経過】

開催日	主な検討内容
第1回策定検討会 (令和7年7月30日)	・一般廃棄物と産業廃棄物の 現状、課題、検討の方向性
第2回策定検討会 (令和7年9月16日)	・施策の検討
第3回策定検討会 (令和7年11月4日)	・計画見直しの検討
第4回策定検討会 (令和8年1月20日)	・福井県廃棄物処理計画(案)